

平成17年第6回佐渡市議会定例会会議録（第1号）

平成17年12月1日（木曜日）

議事日程（第1号）

平成17年12月1日（木）午前10時00分開会・開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 継続審査中の議案第244号撤回の件及び継続審査中の議案第245号撤回の件
- 第4 諸般の報告
- 第5 行政報告
- 第6 議案第258号から議案第288号まで
- 第7 請願第16号及び陳情第4号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（59名）

1番	松本展国君	2番	大石惣一郎君
3番	本間勘太郎君	4番	中村剛一君
5番	臼杵克身君	6番	島倉武昭君
7番	木村悟君	8番	稲辺茂樹君
9番	金田淳一君	10番	臼木優君
11番	山本伊之助君	12番	浜田正敏君
13番	廣瀬擁君	14番	大谷清行君
15番	小田純一君	16番	末武栄子君
17番	小杉邦男君	18番	池田寅一君
19番	大桃一浩君	20番	中川隆一君
21番	欠員	22番	岩崎隆寿君
23番	高野庄嗣君	24番	羽入高行君
25番	中村良夫君	26番	石塚一雄君
27番	若林直樹君	28番	田中文夫君
29番	金子健治君	30番	村川四郎君
31番	高野正道君	32番	名畑清一君
33番	志和正敏君	34番	金山教勇君
35番	臼木善祥君	36番	渡邊庚二君
37番	佐藤孝君	38番	金光英晴君

39番	葛	西	博	之	君	40番	猪	股	文	彦	君
41番	川	上	龍	一	君	42番	本	間	千佳	子	君
43番	大	場	慶	親	君	44番	金	子	克	己	君
45番	本	間	武	雄	君	46番	根	岸	勇	雄	君
47番	牧	野	秀	夫	君	48番	近	藤	和	義	君
49番	熊	谷		実	君	50番	本	間	勇	作	君
51番	祝		優	雄	君	52番	兵	庫		稔	君
53番	梅	澤	雅	廣	君	54番	竹	内	道	廣	君
55番	渡	部	幹	雄	君	56番	大	澤	祐治	郎	君
57番	肥	田	利	夫	君	58番	加	賀	博	昭	君
59番	岩	野	一	則	君	60番	浜	口	鶴	藏	君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	高	野	宏一郎	君	助役	大	竹	幸	一	君
助役	親	松	東一	君	総務課長	齋	藤	英	夫	君
財政課長	浅	井	賀康	君	市民課長	青	木	典	茂	君
企画情報課長	中	川	義弘	君	社会福祉課	熊	谷	英	男	君
環境保健課長	大	川	剛史	君	医療課長	木	村	和	彦	君
農林水産課長	本	間	俊一郎	君	観光商工課	市	川		求	君
建設課長	佐	藤	一富	君	水道課長	田	畑	孝	雄	君
会計課長	粕	谷	達男	君	選管・監査事務局	菊	地	賢	一	君
農業委員会	永	井	忠昭	君	農業委員会事務局	渡	辺	兵三郎		君
教育長	石	瀬	佳弘	君	教育委員長	豊	原	久夫		君
教育委員会	鹿	野	一雄	君	教育委員会	坂	本	孝明		君
教育委員会					生涯学習課					
消防長	加	藤	侑作	君	両津支所長	末	武	正	義	君
相川支所長	大	平	三夫	君	佐和支所長	清	水	紀	治	君
新穂支所長	斎	藤		正	畑野支所長	荒		芳	信	君
真野支所長	山	本	真澄	君	小木支所長	齊	藤		博	君
羽茂支所長	古	田	英明	君	赤泊支所長	渡	辺	邦	生	君

代 表 員
監 査 委 員 清 水 一 次 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	佐 々 木	均 君	事務局次長	山 田	富 巳 夫 君
議 事 係 長	中 川	雅 史 君	議 事 係	松 塚	洋 樹 君

午前10時00分 開会・開議

○議長（浜口鶴蔵君） おはようございます。ただいまの出席議員59名、定足数に達しておりますので、平成17年第6回佐渡市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（浜口鶴蔵君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、11番、山本伊之助君、48番、近藤和義君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（浜口鶴蔵君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

本定例会の会期及び日程について、議会運営委員長の報告を求めます。

猪股議会運営委員長。

〔議会運営委員長 猪股文彦君登壇〕

○議会運営委員長（猪股文彦君） 一昨日の議運で決まりました今定例会の会期日程についてご報告いたします。

お手元に定例会の会期日程の資料があると思うので、見ていただきたいのですが、本日12月1日、本会議。会議録署名議員の指名、会期日程の決定、議案の撤回、諸般の報告、行政報告、議案の上程・提案理由の説明、議案に対する質疑、議案等の委員会付託を行います。本会議終了後、特別委員会を開催いたします。空港、観光、議会報。なお、並行して各派代表者会議を開きます。なお、議案の撤回は、さきの臨時会より継続審査となっております議案第244号及び議案第245号について執行部から11月29日付で撤回の申し出がありましたので、このことについて議会の承認を求めるものであります。

2日、委員会。決算特別委員会。

一般質問は全部で24名でございますので、5日から一般質問に入りまして、5、6、7、8、9、12ということになります。

12日は、一般質問終了後、追加議案の上程・提案理由の説明、追加議案に対する質疑、追加議案の委員会付託等がございます。

13、14、15と常任委員会を開催いたします。

16日、本会議。追加議案の上程・提案理由の説明、追加議案に対する質疑、追加議案の委員会付託、追加議案の委員会審査。なお、休憩をいたしまして、これらについて委員会審査を行います。その後本会議を再開し、先議案件中の委員会審査報告、質疑等の採決を行います。なお、本会議終了後、常任委員会のまとめを行います。

19日月曜日、決算特別委員会。

20日、午前中が行政改革特別委員会。午後が、新市建設特別委員会を開催いたします。

21日午前中、決算特別委員会。午後、空港特別委員会。

22日、議員全員協議会、各派代表者会議、委員長報告の配付、質疑受け付け、議会運営委員会開催ということになります。

最終日は26日、本会議。委員会審査報告、質疑、討論、採決。特別委員会の中間報告もある予定でございます。人事案件の上程、採決、以上のような日程になっておりますので、ご賛同のほどよろしくお願いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） ただいまの議会運営委員長の報告に対する質疑を許します。

加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） ただいまの議運委員長の説明について若干質疑をいたします。

まず、質疑の第1は、12日の一般質問終了後に追加議案の上程があるのですね。それで、また16日に追加議案の上程があると、こういうことですね。これは何でこうなるのかと。何でわずか三、四日のうちに、また追加上程をしなければならぬのか、そういうことがわかっておるなら、さっさと追加上程は一括してやればいいし、やられないという事情があるなら、その事情は議運の委員長において説明をすべきである。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

猪股議会運営委員長。

○議会運営委員長（猪股文彦君） 12日の追加提案は、公有水面埋め立てに係る2議案であります。諸般の事情から、この日に上程して委員会に付託したいということでございます。現地調査等がありますので、この日に提案したい。

なお、16日の追加提案は、いささかこれ込み入っている話なのですが、合併によって財産区に属する市町村が消滅した場合は、財産区議会設置条例は効力を失うこととなりますが、現在それを暫定的に財産区議会の議員の身分を継続しております。このたび県と市の協議が調って、県知事より各財産区議会、佐渡市議会に財産区の条例案を提案していただくことになりそうだと。しかも、これは県議会と一緒にこの決定をしなければ、また別々の日になりますと、選挙を改めてやる必要があるというふうなことで、16日に県も市も同時に提案して、そこで採決を願いたいということだそうでございますので、そのようにご理解を願いたいと思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 財産区の関係については、これは県が所掌するということについて私は承知をしておるのです。承知をしておるのですが、さて、ここで追加議案として上程をして、県、市両議会において同時決着をつけたいということについては、意味はわかります。では、一体何本出すのか、これについては執行部はどのような説明をしたのか、しておればご説明を願いたい。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 議会運営委員長。

○議会運営委員長（猪股文彦君） まだ提案をされておられませんし、議運に詳しくは書類として出ておりません。

ただ、聞くところによりますと、約10本の議案が出るというふうに聞いております。したがって、議案が提案されてから内容等々については、その時点でまた質疑をしていただきたいと、このように思い

ます。

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり今定例会の会期は、本日から12月26日までの26日間とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は26日間と決定いたしました。

日程第3 継続審査中の議案第244号撤回の件及び継続審査中の議案第245号撤回の件

○議長（浜口鶴蔵君） 日程第3、継続審査中の議案第244号撤回の件及び継続審査中の議案第245号撤回の件を一括議題といたします。

市長から撤回理由の説明を求めます。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） おはようございます。お許しを得まして、議案の撤回についてご説明申し上げます。

さきの臨時会でご提案をして継続審議となっております議案第244号 佐渡市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第245号 佐渡市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての2議案につきましては、諸般の事情により撤回をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） お諮りします。

ただいま議題となっております継続審査中の議案第244号撤回の件及び継続審査中の議案第245号撤回の件については……

〔「質疑がありますよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑を許します。

加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 市長にお聞きをいたしますが、11月の臨時議会において提案されました市長、助役並びに市議会議員に関する報酬、一言で言うと期末手当のことでございますが、これについては市議会は明快にこれについての継続審査の理由を市民に対して説明しております。どういうことかということ、自治省の事務次官通達、平成11年4月21日付、自治財第20号というのがあるのです。これは特別職について退職金、それから報酬等については住民に理解されるように、そういう措置をとりなさいよと、これがこの通達の内容であります、一口で言うと。したがって、議会が主張してきたことは、報酬等審議会というものを開かないで、この処理をすることは不適切である、こういう理由を付しておるわけであります。したがって、市長は諸般の事情によりと、こう言っていますが、これは極めてわかりにくい答弁でございまして、諸般の事情とは何かということをおの明らかにしていただきたい。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 議会からの非公式なご意見等によれば、第三者意見、今議員もおっしゃられた報酬等審議会ですが、これを聴取すべきということでございましたが、仮にこの意見に従うとしても、臨時会、これは11月15日でございますから、これから条例施行日である12月1日、本日までの間の短時間に審議会を開催する時間がなかった。内容は、今現在委員会はございませんので、委員選定等について時間が非常にかかるということと、また佐渡市特別職報酬等審議会への報酬額につきまして、これを諮問するものでありますけれども、本議案は期末手当のために諮問できる内容ではなかったという判断でございました。

○議長（浜口鶴蔵君） 大澤祐治郎君。

○56番（大澤祐治郎君） 執行部というより、市長にお伺いをいたしたいのですが、4月付で総務省の次官通達があったと、加賀さんはそういうご説明から今の質問に入ったわけですが、4月に出ていて、11月に臨時会を開いた。言うならば半年ぐらい、その次官通達というものが宙に浮いておったわけです。受けとめておった総務課の方では、事それがどれだけ重大だかということは毎年のもので、私はこれはもう身にしみてわかっておることだと思うのです。それは11月の臨時会から以後の日程を考えれば、いわゆる諮問委員会を招集する人選も行っていないしという市長の理由はわかりますけれども、毎年人事院勧告があるということは、これはもう恒例の事実です。事務屋がそういったことを放置しておいて、そして間際になって時間がないというようなことにかまけて、これは、ではなぜ市長が臨時会まで開いて提案をされたのか、その提案の意義というものは非常に大きいです。むやみやたらに費弁を使って議会を招集したという、市民はそういう理解の仕方もされますよ。軽々に自分が提案したものを簡単に取り下げるというものは、私はいかがかなと実は思うのです。結論が議会の様子を見たら、どうも執行部の提案に合致するような意見の集約ではなかったと。だから、これではあんばい悪いから取り下げようというのは、これは表向きの皆さんの逃げ道ではないですか。それを状況がとか、何がどうかとか、そんなものは臨時会を開く前に検討すべきなのです。執行部として、私は軽々に自ら提案したものを撤回なんていうことは、やっぱりいささか問題があると思います。これは議会で例えば否決されても、それはあなたの提案の周知徹底とか、あるいは根回しが悪かったとか、そういうことであって、何のための臨時会の招集であったのだと。招集したという責任というものが非常に軽薄だと、私はこう思うのです。

したがって、諸般の理由なんていうことが、今の理由の中で私はもう少し詳しく説明すべきである。議員の方では諮問委員会を立ち上げ、そして条例を明文化して、それにあった中で今のことの検討をすべきだ。そういう準備ができていないのに、これはおかしいという、これは議会のおおむねのご意向であったと思うのです。それをわからぬ私は執行部ではないと思うのです。ですから、この4月から次官通達があったにもかかわらず、半年も放置してきた、その執行部の責任というようなものを回避しては私はならぬと思う。素直に謝るものは謝った上で、準備が整わなかったのだという、そしてその整わなかったら臨時会にそんなものを提案してくるべきではない。それをやったのですから、そうしたら諸般の状況が整う中身について、今どういう審議をやってあって、どういう準備中であって、それが本日の本会議に間に合わ

ぬというような説明を私はすべきだと思う。もう少し具体的な説明をお願いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 詳細説明を総務課長にさせます。

○議長（浜口鶴蔵君） 齋藤総務課長。

○総務課長（齋藤英夫君） お答えいたします。

私の方から、この関係についての経過説明という形でお答えをさせていただきたいと思います。先ほど事務次官通達というお話がございましたが、これはことしの4月ということではないかと思います。これは住民の意見を十分聞くようにという趣旨の通達ではなかったかというふうに思います。今回期末手当のリストについて提案をさせていただいたわけではありますが、この関係につきましては、特別職報酬等審議会の中の設置条例の中の諮問事項ではないというふうに理解をしておりました。そういうところから、今回の期末手当の率の改正につきましては、報酬審に諮ることなく人事院勧告の趣旨を尊重いたしまして、提案をさせていただいたものであります。そういうことでありまして、県内の他の市町村等につきましても確認をさせていただきましたが、報酬等審議会については、この関係について開いていないというような、他の実例等も勘案いたしまして、提案をさせていただいたものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 大澤祐治郎君。

○56番（大澤祐治郎君） 手当であるから諮問委員会に出すべき趣旨ではないという総務課長のご発言です。

本法の審議とは違うということで、私も百も承知でそのことは承っておりますけれども、しかし今世相、世論、こういう経済状況であるがゆえに、なおさら敏感に市民もなっておりますが、そういうことであるならば、堂々と諮問機関にかけるといふ必要のない案件であるから、あなた方もこれを撤回する必要も何もないのではないですか、あなた方の分も含めて。そうではなくて、やっぱり議会は0.05%のアップは非常にありがたいですけれども、世相をかながみて金額の1万5,000円足らずでしょうか、ありがたいことはありがたいけれども、庶民感覚からして今上げるべきではないと。しかし、これをもし上げると決めたら、議会のたとえ手当でもお手盛りだと、こういう批判にまともに、それは市民からたたかれると。たたかれたって、正しいことは大いにそれは通せばいいのですけれども、そういう中でやっぱり我々は今時期尚早ではないか。それは3月の議会に提案をして出てきた、その中で検討してもいいのではないか、事手当でありますから。

ところが、12月1日付で施行日を持ってきて、そしてもう既にボーナスのときにもそういった対象としてお支払いをいただくというようなことになると、これはやはり市民感覚あるいは世相というものを厳しく受けるというものを、これは我々も考えなければならぬ。したがって、痛くもない腹を探られて、たたかれるということは、議会としてはやっぱり相受け入れにくい。それよりちゃんとした諮問機関があって、ついでにといえは語弊がありますが、本当にこれを今上げるべきかどうかというようなものを検討していただいて、その中で、いやそれは結構だというのであれば、議会の皆さんもありがたくお教えいただくというようなことが非常に平穩な私は判断でなかろうかなと、こういう思いがあるものですから、議会の方も恐らくもってそういう準備はしていなかった。しかも、条例には市長が必要なときに応じて開くのだと

というような、そういう文言であります、その文言すらも本当に妥当なのかどうか、この際審議の必要があるというようなことから、今回はやめようということで議会はそういう意見になったと、こう思っているのです。

ところが、本法と違うのだから、審議会はつくる必要ないという執行部と私どものそこに大きな溝があったわけですが、それであるならば、あなた方のものをなぜ撤回するのか。撤回する必要ないのではないですか、仮に議会がこれを撤回しても。だから、粛々とあなたの方が正論であれば、そのとおりにやればいいのです。ところが、やはり世間が怖いということで議会が引いたのだから、我々もここは引いておいた方が得策だと、見え見えなのではないでしょうか。もう一度説明をさせてください。あと1回聞く権利がありますから。

○議長（浜口鶴蔵君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 先ほど経過についてはご説明しましたが、確かに議員が言われるように、この過程の中で住民あるいは住民の代表者としての議会などの意見をやっぱり聞くべきだと反省しております。やはり時期も時期でございますし、この問題については、この後審議会を開くかどうかは別にして、もう一度そういう機会を設けたいというふうに思っておりますので、ご了承いただきたいと思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 大澤祐治郎君。

○56番（大澤祐治郎君） 機会を設けたいというのは、この会期中に設けるということですか。この会期が終わってしまっただけで機会を設けるというようなことになると、このテレビを通して市長と私のやりとりを聞いている人たちは、市長がまたやみさたな話をして、やみの向こうへ消えたと、こういう話になってしまいますよ。ですから、あのときの議会の総意は、時期からしてつくるべきものはちゃんとつくって、準備を早々にしておくべきではなかろうかと。すべてそういったことが執行部は後手後手に回っておると。ですから、今市長がおっしゃられるのを尊重するとすれば、この会期中に執行部が緊急会議を開いて、今の私が申し上げたことに対して、それなりの結論を出したいと。したがって、本日の提案はそれまで取り下げてもらいたいと、こういうのであれば、これはまた理解のしようもあるのですが、いずれ会議をまた持って、そしてご報告ということでは、私は相承知しかねるのですが、それは市長、いかがですか。最後です、お願いをいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 残念ながら、この議会中にご容赦いただきたいと思います、いずれにしても、審議会開催を計画して、その市民の代表者としての意見を聞かせていただきたいと思いますというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀議員に申し上げます。

先ほど質疑を行っておりますので、本件については質疑は許すことはできません。

〔「議事進行でやります。議事進行でやらんと、この議事録おかしくなってるよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

〔「何か呼ぶ者あり」〕

○58番（加賀博昭君） 議事進行だからできるんだ。黙っておれ。

こういうことなのです。総務課長も間違えておるし、質問した大澤議員も間違えたことを言っておる。私の言っておるのはこう言ったのですよ。平成11年4月21日付、自治事務次官通達、つまり自治財20号という通達によると、退職金というのは私どもにはないが、市長にはある。それから、手当というのは私ども議員にもある。だから、そういうものについては、住民の理解が得られるように措置せよと、一言で言う、こう書いてある。全国もしくは新潟県の市町村が全部佐渡市がやったようなことでやっておったとすれば、まさに11年の4月21日の通達を全市が読み違えておると、こういうことなのです。権威ある佐渡市議会は、今から七、八年前ですか、そのときの通達を心得ておって指摘をしたわけです。だから、市長ももっと簡潔に言えばいいのですよ。報酬等審議会の委員を構成するいとまがなかったから、今回は提案できなかった。したがって、これは取り下げると、こう言えばいいのですよ。

もう一つつけ加えます。今ほど、それでは今会期中にやったらどうだというご意見もありました。それはできません。なぜならば、これは12月に手当というものを支給する場合、11月中に議決を得ておかねばならないという決まりがあるのです。だからこそ、できないのです。そここのところを明快にしておけば、こんなことを議会が言う必要はない。そういう点で、総務課長がつけ加えたにもかかわらず、このような疑問が出てくるということについては、事務局を含めてその不見識さというものを指摘をして、私の議事進行を終わります。

○議長（浜口鶴蔵君） お諮りいたします。

本案は、これを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれを承認することに決定いたしました。

日程第4 諸般の報告

○議長（浜口鶴蔵君） 日程第4、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付した資料のとおりであります。朗読は省略いたします。

日程第5 行政報告

○議長（浜口鶴蔵君） 日程第5、行政報告を行います。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） 平成17年第6回市議会定例会に当たりまして、平成17年第4回市議会定例会以降の行政経過についてご報告申し上げます。

まず初めに、佐渡航路秋の社会実験の実施についてご報告申し上げます。9月から10月にかけての社会実験では、ジェットフォイル航送料、そして万代島駐車料の割引を実施いたしました。結果としては、利用客はいずれも前年対比で増加しましたが、昨年は中越大地震災による影響があり、単純比較は無理でございしますが、県外客より県内客の方が、あるいは団体客より個人客の方が多かったことから、割引効果によ

って気軽に来ていただいたのだというふうに考えております。同時に実施したシャトルバスは、島内の2次交通のあり方を探るものとして実施いたしました。両津着の個人客の足として受け入れられたと感じております。来年度に向けて、さらに検証を加え、観光客をもてなす佐渡づくりを目指していきたいと考えております。

次に、佐渡の海を考えるシンポジウムについてご報告申し上げます。10月11日、両津おんでこドームで行われた佐渡の海を考えるシンポジウムは、約600人の参加者があり、北陸信越運輸局長、新潟県知事など多くのパネリストを迎え、それぞれの立場から佐渡の海を語っていただきました。海の恵みである海産物を観光客に提供するシステムづくりの必要性や、海があるから魅力的であって、佐渡へ行ってみたいというこの目的地化の佐渡の発展につながるなどの観光面での提言、また通年ダイビングが楽しめることや美しい佐渡海岸線の魅力、そして水産業の発展には漁業者が海を愛し、魚を愛することなどの産業面での提言がありました。海は佐渡にとって周囲を囲まれているにもかかわらず、我々がつい忘れていた海にかかわる思いを改めて呼び起こすということの効果がありました。今後これらの提言を受けとめて、積極的に海をアピールした佐渡づくりに生かしていきたいと考えております。

次に、新潟県佐渡空港検討委員会についてご報告申し上げます。新潟県佐渡空港検討委員会では、10月26日に第2回目の委員会を開催し、佐渡空港に関するアンケート調査の結果、現空港の活性化対策としての佐渡と調布間のチャーター便運行、滑走路延長と就航機材及び佐渡地域の活性化について検討がされました。アンケート調査では、島内6,000人、事業所400社、旅行者291人をお願いをいたしました。現在県で詳細分析中ですが、結果が出次第、検討委員会を経た後、市民の皆さんにお知らせできると思います。

次に、市民教養セミナー「裁判員制度を知ろう」の開催についてご報告申し上げます。10月29日、佐渡中央文化会館において市民教養セミナーを開催いたしました。裁判員制度とは、国民が裁判員として刑事裁判に参加してもらい、被告人が有罪かどうか、有罪の場合、どのような刑にするかを裁判官と一緒に決めてもらうという制度で、平成21年5月までにスタートすることとなっております。今回200人の参加者がありましたが、この制度について市民の皆さんに理解を深めていただきたく、一つのきっかけになったのであろうというふうに考えております。今後も法務省、検察庁及び弁護士会と連携をとりながら、同制度の市民への周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、主な建設工事等の発注状況についてご報告申し上げます。本年度10月末現在の企業会計分を除く支所を含めた当初契約状況は次のとおりであります。発注総数では件数で598件、金額で71億7,303万円、内訳としましては、工事419件、65億7,382万円、工事関連委託業務179件、5億9,921万円であります。うち9月議会報告後の執行状況では、件数で171件、金額で23億4,228万円、内訳としまして、工事が115件、21億9,274万円、工事関連委託業務56件、1億4,954万円であります。この主なものは、農林水産業費関係では、漁港関係として亀脇漁港整備工事、赤泊漁港離岸堤改良工事、林道としましては林道国分線舗装工事等であります。土木費関係では、小熊住宅、これは赤泊です。千種西下住宅（金井地区）、瓜生屋第2住宅、これは新穂地区の公営住宅建設工事、上川茂23号線、これは赤泊地区、二宮100号線（佐和田地区）、河崎13号線（両津地区）、泉67号線（金井地区）、1区寺田2号線（畑野地区）の改良工事等であります。教育費関係では、つつじヶ丘公園野球場改修工事（佐和田地区）、赤泊小学校校庭及び周辺整備工事（赤

泊地区)等であります。上下水道関係では、小木地区下水道污水管渠布設工事(小木地区)、羽茂浄化センター脱水機設置工事(羽茂地区)、面整備污水管渠築造工事(両津地区)、公共下水道第3処分区(真野地区)、公共下水道第4次工事(金井地区)など、各地区で下水道整備工事や簡易水道整備工事が発注されております。その他といたしましては、ごみ焼却場解体撤去工事(両津地区と真野地区)、相川開発総合センター防水外壁改修工事(相川地区)等が発注されております。

また、水道事業会計の9月から11月までの建設工事執行状況は、市道吉岡70号線送水管移設工事ほか63件で、2億7,880万3,000円であります。

最後に、火災の発生数及び救急出場等の状況につき、9月1日から10月31日までの間についてご報告申し上げます。まず、火災発生件数ですが、9月1件、10月1件、この2カ月で2件となっております。種類別では建物1件、林野1件で損害額はなく、件数では前年同期に比べ2件の減となっております。しかし、残念なことに11月に入りまして、20日の深夜に畑野地区小倉で2名の方が亡くなられるという痛ましい建物火災が発生しております。救急出場件数は9月226件、10月242件、合わせて468件。種類別では多いものからは、急病288件、一般負傷56件、転院搬送49件、交通事故43件となっており、件数では前年同期に比べ23件増となっております。救助出動件数は9月が2件、10月4件、合わせて6件で、種類別では交通事故2件、水難事故1件、その他3件となっており、件数では前年同期に比べ1件の減となっております。

以上で報告を終わります。

日程第6 議案第258号から議案第288号まで

○議長(浜口鶴蔵君) 日程第6、議案第258号から議案第288号まで一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長(高野宏一郎君) それでは、一括して258号から288号までを上程いたします。

議案第258号 佐渡市行政組織条例の制定について。本案は、地方分権を推進する上で、平成18年度において部制を導入し、部長には佐渡市が抱える複雑多岐にわたる行政課題に対処する多くの専門家たる課長を掌握するプロジェクトリーダーとしての役割と政策提言、政策実行における迅速化を図るため、権限の移行を行い、もって行政運営の明確化、効率化を行うことを目的に、佐渡市行政組織条例の制定を行うものであります。この組織では、支所は本庁で行うべき業務について速やかに本庁へ移行し、住民窓口機能の強化とともに地域振興業務に重点を置き、地域特性を生かせる組織へ再編することにより、住民サービスの向上につなげるものと考えております。また、合併により多くの職員を抱えることにはなりましたが、適正陣容の速やかな移行を図りながらも、専門特化の部門を設け、人材の有効活用にも重点を置いた組織としたものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第259号 佐渡市収入役の事務の兼掌に関する条例の制定について。本案は、収入役を置かず、その事務を助役に兼掌させる条例を制定するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第260号 両津地区の字の変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。本案は、両津

地区の字名の変更に伴い、関係する条例の整理を行うための条例を制定するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第261号 佐渡市介護手当支給条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、介護保険法の一部を改正する法律等の施行に伴い、佐渡市介護手当支給条例の一部を改正するもので、その内容は用語の改正で、痴呆を認知症に改正するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第262号 佐渡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、し尿処理手数料において合併前の両津市の区域とその他の区域では差異が生じているため、平成18年度から統一を図りたいので、佐渡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正するものであります。内容は、し尿処理手数料について1リットルにつき7円として統一するものです。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第263号 佐渡市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、市立相川病院の一部病床面積の要件を改善するため、現在の病床数を60床から58床に減らすことについて、佐渡市病院事業の設置に関する条例の一部を改正するものであります。その理由としましては、療養病床数を2床減らすことにより、病室の環境改善が図られるとともに、療養病棟、療養環境加算を得られ、加えて特殊疾患、入院施設管理加算の取得も可能となり、入院利益の伸びにつながる経営改善が図れるからであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第264号 佐渡市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、消防法その他関係法令の一部改正等に伴い、佐渡市火災予防条例の一部を改正するものであります。主な改正内容は、消防法の一部が改正され、住宅への防災警報器等の設置が義務づけられたことに伴い、住宅の関係者は住宅用防災警報器または住宅用防災報知設備を設置し、及び維持しなければならないものと定めたこと。住宅用防災警報器または住宅用防災報知設備の設置及び維持に関する基準等について定めたこと。住宅における火災の予防の推進について定めたこと。ボイラーの蒸気管を被覆する遮熱材料から現在使用が想定されない石綿を削ることとしたこと。林野火災の提言方策の一つとして、火災に関する警報の発令中における火の使用の制限について、山林、原野等の場所で火災が発生するおそれが大であると認めて市長が指定した区域内においての喫煙を禁止したこと等であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第265号 団体営土地改良事業の施行について（泉地区）。本案は、国道350号線沿いの泉第5集落において豪雨時の湛水被害の解消を図ることを目的に、団体営土地改良事業（基盤整備促進事業）の排水路改良を平成18年度から佐渡市が事業主体となり実施するに当たり、県知事に協議し、その同意を得る必要があるため、土地改良法第96条の2第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第266号及び議案第267号は関連した議案でありますので、一括してご説明申し上げます。議案第266号 新たに生じた土地の確認について（和木地内）、議案第267号 字の変更について（和木地内）、以上2議案は佐渡市が和木漁港内において漁港漁村総合整備事業により施行した漁港施設用地の造成工事が完了し、新潟県知事の竣工認可を得ましたので、地方自治法第9条の5第1項の規定により、新たに生じた土地の確認について、また地方自治法第260条第1項の規定により、字の区域の変更についてそれぞれ議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第268号、議案第269号及び議案第270号は同趣旨の議案でありますので、一括してご説明申し上げます。議案第268号 字の変更について（大佐渡山麓2期地区砂田換地区）、議案第269号 字の変更について（大佐渡山麓2期地区中山換地区）、議案第270号 字の変更について（大佐渡山麓2期地区泉換地区）、以上3議案は新潟県が佐渡市内において土地改良事業により施行した県営中山間地域総合整備事業、大佐渡山麓2期地区の工事が完了し、砂田換地区、中山換地区、泉換地区の換地を行いたいのので、地方自治法第260条第1項の規定により、字の区域を変更することについて議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第271号 字の変更について（吉井沖地区）。本案は、新潟県が佐渡市内において土地改良事業により施行した県営圃場整備事業、吉井沖地区の工事が完了し、換地を行いたいのので、地方自治法第260条第1項の規定により、字の区域を変更することについて議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第272号 字の変更について（素浜地区八升平換地区）。本案は、新潟県が佐渡市内において土地改良事業において施行した県営中山間地域総合整備事業、素浜地区の工事が完了し、換地を行いたいのので、地方自治法第260条第1項の規定により、字の区域を変更することについて議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第273号と議案第274号は関連した議案でありますので、一括してご説明申し上げます。議案第273号 市道路線の変更について（二宮332号線）、議案第274号 市道路線の認定について（二宮372号線）、以上2議案は市道二宮332号線の終点を変更し、市道泉1号線に接続するため、道路法第10条第3項の規定により市道路線の変更について、また二宮332号線の路線変更に伴い、区域外となる路線について、新たに市道二宮372号線として認定する必要がありますので、道路法第8条第2項の規定により、市道路線の認定についてそれぞれ議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第275号と議案第276号は関連した議案でありますので、一括してご説明申し上げます。議案第275号 市道路線の変更について（5区栗野江1号線）、議案第276号 市道路線の認定について（5区栗野江80号線）、以上2議案は市道5区栗野江1号線の終点を変更し、サン・スポーツランド畑野に接続するため、道路法第10条第3項の規定により、市道路線の変更について、また市道5区栗野江1号線の路線変更に伴い、区域外となる路線については新たに市道5区栗野江80号線として認定する必要がありますので、道路法第8条第2項の規定により、市道路線の認定についてそれぞれ議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第277号、議案第278号及び議案第279号は関連した議案でありますので、一括してご説明申し上げます。議案第277号 市道路線の廃止について（三川31号線）、議案第278号 市道路線の廃止について（三川32号線）、議案第279号 市道路線の変更について（三川29号線）、以上3議案は山田東集落と山田中集落を結ぶ主要路線として道路改良事業により新たな道路が整備されたことに伴い、市道三川31号線及び市道三川32号線を廃止すること及び市道三川29号線の終点を変更する市道路線の変更について、道路法第10条第3項の規定により、それぞれ議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第280号 公有水面埋立てに係る意見について（河原田諏訪町地内）。本案は、新潟県佐渡地域振興

局が実施する海岸環境整備事業により海岸環境施設用地を造成するため、公有水面を埋め立てすることについて新潟県佐渡地域振興局長から意見を求められていますので、異議のない旨述べるものとして公有水面埋立法第3条第4項の規定により、議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第281号 平成17年度佐渡市一般会計補正予算（第7号）について。本予算は既定の予算から歳入歳出それぞれ2億3,695万8,000円を減額し、予算総額を513億1,067万3,000円とするものであります。主な内容について申し上げますと、アスベスト対策費として検査費用及び除去工事等に1億1,458万8,000円を予算計上するとともに、職員の異動等による人件費の補正も今回行うものであります。また、事業内容の見直しにより、ケーブルテレビ整備事業を1億1,400万円減額することも今回あわせて行うものであります。また、総務費では、廃食油BDF精製装置購入に367万5,000円を、図書館システムの構築事業に4,800万円を予算計上するものとし、離島体験滞在交流促進事業については事業費の確定により1,656万円を減額するとともに、これに伴う継続費の補正もあわせて行うものであります。民生費では、補助事業の不採択により、障害福祉施設建設事業や保育所改修事業の予算を減額し、衛生面では市単独の幼児医療費助成事業に2,270万円を追加計上するほか、粒度調整機設置事業に2,205万円を予算計上するものであります。このほか農林水産業費では、佐和田砂田及び中山地区と羽茂素浜地区の県営中山間地総合整備事業の換地清算金として9,238万3,000円を、土木費では県河川工事負担金として5,400万円を、消防費においては防火水槽整備事業として4,130万円をそれぞれ予算計上するものであります。

歳出における目的別の主な構成状況は、消防費が3,854万4,000円の増、総務費が2,404万円の増、民生費が2億1,316万6,000円の減、農林水産業費が1億953万円の減、その他となっております。その充当財源としましては、地方交付税が1億4,250万5,000円の増、市税が1億2,584万9,000円の増、市債が2億4,500万円の減、県支出金が1億7,930万8,000円の減、国庫支出金が1億6,273万9,000円の減、その他となっております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第282号 平成17年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について。本予算案は、保険給付費のうち、特に退職被保険者等の療養給付費の増が見込まれることから、既定の予算に歳入歳出それぞれ1億7,620万円を追加し、予算総額を64億4,956万4,000円とするものであります。歳入では、国庫支出金を1,444万5,000円の増額、医療給付費等交付金を1億6,015万円増額、県支出金を160万5,000円増額する予算の補正を行うものであります。一方、歳出では保険給付費における療養諸費、高額療養費を合わせて1億9,332万7,000円増額、諸支出金を3万円増額し、予備費を1,715万7,000円減額する予算の補正を行うものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第283号 平成17年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第3号）について。本予算案は、上半期の給付実績に基づき、保険給付の見直し及び本算定後の保険料の収納見込みにより補正が必要となったもので、既定の予算に歳入歳出それぞれ1億6,364万円を追加し、予算総額を54億3,333万2,000円とするものであります。歳出では、保険給付費が1億6,364万円の増、その他充当財源として国庫支出金が4,418万2,000円の増、支払基金交付金が5,236万4,000円の増、県支出金が2,045万5,000円の増、一般会計繰入金金が2,045万5,000円の増、基金繰入金が3,387万7,000円の増、保険料が690万3,000円の減となっております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第284号 平成17年度佐渡市簡易水道特別会計補正予算（第3号）について。本予算案は、既定の予算に歳入歳出それぞれ1,457万9,000円を追加し、予算総額を25億6,534万9,000円とするものであります。その内容としましては、建設改良費の増額に伴うものが1,440万円、維持管理費の増額に伴うものが278万7,000円、職員の異動等による人件費の減額に伴うものが260万8,000円となっております。これに伴う財源として、繰越金を1,718万7,000円増額し、繰入金を260万8,000円減額するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第285号 平成17年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第3号）について。本予算案は、既定の予算に歳入歳出それぞれ748万4,000円を追加し、予算総額を67億4,078万8,000円とするものであります。その内容としましては、維持修繕費の増額に伴うものが740万6,000円、職員の異動等による人件費の増額に伴うものが69万8,000円、県補助金が内定した建設改良費の減額に伴うものが122万円となっております。これに伴う財源として、繰入金を69万8,000円、繰越金を859万6,000円増額し、県支出金を91万円、市債を90万円減額するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第286号 平成17年度佐渡市土地取得特別会計補正予算（第1号）について。本予算は、既定の予算に歳入歳出それぞれ499万5,000円を追加し、予算総額を3億3,173万5,000円とするもので、その内容は土地開発基金利子の増によるものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第287号 平成17年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第3号）について。本予算案は、既定の予算から歳入歳出それぞれ403万円を減額し、予算総額を4億6,872万5,000円とするものであります。その主な補正内容は、歳入では介護保険法の一部改正により、サービス収入を1,030万4,000円減額し、基金繰入金を600万円増額するものであります。一方歳出では、歳入の減に伴い、基金積立金を1,300万円減額、予備費を123万1,000円減額、職員の育児休業の取得に伴う代替として臨時職員賃金を525万8,000円増額、燃料の高騰及び井戸の修理工事に伴う光熱水費負担金を460万7,000円増額するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第288号 新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について。本案は、平成18年1月1日から栃尾市、与板町、寺泊町及び和島村が廃され、長岡市へ編入されることについて、地方自治法第286条第1項の規定により、また同日から五泉市及び村松町が廃され、その区域をもって五泉市を設置することについて、市町村の合併の特例に関する法律第9条の2第1項の規定により、それぞれ新潟県市町村総合事務組合を組織している地方公共団体の数の減少及び規約の変更を行うことについて、地方自治法第209条の規定により、議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） これより議案の……

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） ちょっとお尋ねをしたいのです。

これ議長にもかかわり合いのあることなので、お尋ねをいたしますが、ここに地方自治法第180条第1

項の規定による同条第2項に規定する報告文書というのが出ておる。専決第18号、第19号、第20号と三つ出ておるわけでありましてけれども、これは議会に報告する意思があるのかなのか。これの答弁によっては、もう一回私が法的に開陳をします。答弁によっては、いや、この後やるのですといえ、私は別にこれ以上言うことはない。ただし、議案の上程、説明が終わった段階にまだその話がないので、一応聞いておきます。

○議長（浜口鶴蔵君） お答えいたします。

諸般の報告につきましては、先ほど朗読を省略いたしますと申し上げました。法第179条、専決処分と違いまして、議会に報告すれば足りると、こうなっているわけでありまして、その3件について、特に質疑をしたいということであるならば、お許しをいたします。

加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） これは、まだ議事進行の範疇なのです。質疑はやりませんが、これしっかりしてくださいよ。地方自治法第180条には1項と2項がありまして、1項は一定の条件のもとで専決処分ができるということを書いているのが1項なのです。

ただ、佐渡市には条例がございまして、1件50万未満の損害賠償の額については、長が専決処分ができると、こう書いてあるのです。その限りでは、専決をしたということは我慢なりませんぞと言っておるのではないのです。ただし、ここにも書いてあるとおり、同条第2項の規定により報告すると、こうなっている。これは専決処分はしてもいいけれども、そのことは報告をしなければならぬということだから、皆さんは報告書を出しておる。しかし、事が、これは交通事故による損害賠償の専決処分である。だから、そのことはそれでもって条例規定にかなっておるから、専決処分をしたでいいのです。問題は、内容については、議会にちゃんと説明をする義務がある、議会は聞く責任があると、こうなっておるのです。

例えば20号については、4万6,675円賠償額を払ったということになっておるけれども、どっちが悪かったかということを書いていない。それで、前の19号に至っては、市が100%悪いのです。それから、18号については、市が80%悪くて、相手は20%悪いと、こう書いてある。この内容については、議会が質問をする権利を持っておるわけでありまして。したがって、議長は先ほど質問があればやってもいいのだと、こう言いますが、さりとて専決処分の議案番号がついておる以上、この点についてはこのようにするというふうに議長の方から議場指揮をしてもらわないと、私が勝手にやるわけにはまいらぬので、改めて議長の見解を伺って、その上でまた必要があれば私が発言をお願いすると、こういうことになります。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 先ほど申し上げましたように、「諸般の報告はお手元に配付をいたしておりますとおりであります。朗読は省略します」と申し上げております。179条の長の専決処分と違いまして、議会に報告すれば足りると、こうなっておるわけがございまして、もう既に議案第258号からの提案理由の説明を求めていますので、今回はこの議事に従って進めさせていただきたいと思います。

しかし、この諸般の報告の中で、今回3案についての質疑が特に必要だということであるならば、これから議会運営委員会の中で協議をさせていただきたいと思っております。今前段申し上げましたように、議案の質疑をこれからお願いするということになっておりますので、先ほどの3件については終了いたし

ております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） これは重大なことなですよ。どういうことかという、議会に報告をすれば、専決処分はしてもよろしいというのです、法の精神は。したがって、その内容については、議会は質疑をする権利を持っておるわけなのです。金額が少ないからといっても、極めて重大な事故が発生しておるのを議会に質問する権限はございませんよというようなことで処分してはならぬと、こう書いてある。解説でもこうなっています。本会により指定された事項の専決処分についても、次の議会において議会に報告することが法意と解せられる。つまり法律の精神として、そのように解せられるということは、報告したら、その報告の内容について議会が聞くことができるとなっておりますよ。だから、この際議長の、ちょっとこれまた議運にかけるというのです。こんな常識が、こんなことで封殺されるということになると、議会の生命にかかわるので、今後これは検討を願いたい、それでは議長に聞くが、この件について引き続き私が質疑してよろしいか、その点1点だけ。

○議長（浜口鶴蔵君） お答えいたします。

今申し上げましたように、自治法179条あるいは180条についての解釈はございますが、しかしもう既に議案の順序に従っての提案理由の説明を求めたわけございまして、本件については議会運営委員会等で協議をさせていただき、今後また執行部との協議をさせていただいて、質疑を許すという結果になれば、その後本会議で質疑を許すということになるわけでありまして、今回は質疑なしと申し上げさせていただきます。

〔「議長、議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） それでは、わからぬことを言うておることについて聞きます。

報告である以上、内容がわからなければだめです。18、19については、過失割合というのが明示されておる。ところが、最後の専決第20号については明示されていない。これをもって説明は終わっていない。よって、あとの問題は、これは議会運営委員会しっかりしてもらわなければ困るよ。しかし、この20号については、どちらが悪いのかわからない、これでは。これについては本件専決処分の重要な部分に属するのであって、それが書いていないということは、説明に不備があるというふうに我が輩は解釈する。よって、この説明を求めます。

○議長（浜口鶴蔵君） 暫時休憩します。

午前11時17分 休憩

午前11時45分 再開

○議長（浜口鶴蔵君） 再開いたします。

先ほどの議事進行発言に対するお答えを申し上げます。議会運営委員会で協議をさせていただきました。その結果、私なりの考えを申し上げます。

既に日程第6の質疑に入っておりますので、一たん質疑を継続させていただき、委員会付託終了後、執

行部からの説明をさせますので、ご了承願いたいと思います。

〔「議事進行。いいですか」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） これはそんなことを暴露してはいかぬのだけれども、私に意見を求められたから私が申し上げたのです。先ほど私が20号については、過失割合が記載されていない、その点では説明不備がありますよ。その部分については、説明をさせるから、それでよろしいかというから、もともと私が五十歩、百歩譲って、それでよろしいと、こう言ったのだから、それさえやれば、ほかの委員から何が出るかわからぬけれども、私はそれでよろしいと、こう言っておるのです。それを委員会付託の後というように聞こえたのですが、それでは困るので、本会議においてその部分の説明を願いたいのです。そうでないと、さっきの議運の委員長が私に耳打ちしたことも違いますよ。本会議でやらないでどうするのですか。

○議長（浜口鶴蔵君） お答えいたします。

議案第288号まですべて終了いたしまして、委員会付託後、本会議の中で執行部から本件についての説明をさせていただくということでさせていただきます。

○議長（浜口鶴蔵君） 議事を進めます。

議案第258号 佐渡市行政組織条例の制定についての質疑を許します。

中村良夫君。

○25番（中村良夫君） 議案第258号について質疑をします。

佐渡市行政組織条例、平成16年の佐渡市条例第6号の全部を改正するということですが、つくった条例は、例えば賞味期限で言えば2年から5年ですと合併前に市民に約束したものであります。それをまだ2年もたたないうちに全部条例改正するというのは、具体的にどんな理由なのか、それが1点と。

きょうも各支所から支所長来ていますけれども、全部改正になると、各支所から住民の切実な相談や問題などに十分こたえられないと聞いておりますけれども、支所との意見を十分把握しているのか。

最後に、この議案は基本となるものは新潟県がつくったものなのか、この点につきましてお尋ねしたいと思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

齋藤総務課長。

○総務課長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

まず、この条例改正、全部改正をしたという理由であります、今回部制を導入したいということでありまして、従来の課の設置条例との部分では全部改正をして、その中で仕組みを考えていこうというもので、今回提案をしていこうとするものであります。その理念につきましては、提案理由の中で述べたとおりであります。

2番目の支所との意見を調整しているかという質問でございますが、このことについては、今回この条例を出すということについてもそうであります、常々支所と本庁との仕事の切り分けを考えております。今回条例改正するに当たりまして、本庁と支所との仕事の切り分けがまず第1前提になってくるだろうということで打ち合わせを行っておるところであります。もちろん支所の役割としては、住民との窓口にな

っていただくわけでありますので、そのあたりの部分が住民サービスの部分が低下をしないようにという配慮をしていきたいというふうに考えております。

また、3番目であります、これは新潟県がつくったものであるのかというご質問でございますが、これは私ども佐渡市の中で意見等、協議をしながら、この条例案をつくり上げてきたというものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 肥田利夫君。

○57番（肥田利夫君） これは前回出て、不発になった案件でございます。きょうは市民の前に放映をされておりますので、ずばっとお聞きをいたします。

まず、我々は市民の前に合併協定書を示し、それによって合併にこぎつけた経緯がございます。その合併協定書には、今中村議員が質問をされたようなことが含まれております。かつて町村会において原案をつくって出てまいりました。それを合併協議会の事務局で原案をつくって、私ども合併協議会の役員会に提示をされました。ご承知のように、私はひょんなことから合併協議会の副会長という席を汚させてもらってまいりました。そして、その合併協定書に基づいて、住民の皆さんに説明をし、理解を求めて、曲がりなりにも合併にこぎつけたわけでございます。それが約束も半ばにして、その事柄を裏切る行為、市長、あなたは町村会を構成する一員でございました。極めて原案の原案をつくった10分の1の一人でございました。親松助役、あなたは幹事団の一員で、ずっと合併協議会の総会には列席をされておったことを私は覚えております。齋藤総務課長、あなたはこの素案を最後までまとめた事務局長であったはずです。その方々が、そろいもそろって住民との約束を踏みにじるような、こういう原案を出してきて、今の市民に何と説明ができますか。この説明を市民に向けては議会にやれと言うのですか。そうではないでしょう。もっとやっぱり合併協議会のときの重みというものをよく考えてもらわないと、市民を裏切る行為がいとも簡単になされたならば、市民は何を信じ、何を頼りにこれから生活を送っていったらいいのですか。まず、そのことをお伺いをいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

高野市長。

○市長（高野宏一郎君） ただいまの肥田議員の質問にお答えしたいと思います。

非常に重い質問をされて、我々も本当にそういう意味で議員も一緒になって、この佐渡島をつくろうとして、今のご意見もいただいたというふうに聞いております。当初の合併協議の中で、細かい組織のことを云々というのは別にして、我々が新しい佐渡市をつくろうとして議会も一緒になってやっていただいているわけですが、おのずと一つの方向が見え始めてきているのではないかというふうに思います。それは何かというと、本当に市民のためになるのかどうかということでもあります。

我々は、長い2年半の合併の協議の中でいろんな議論を進めてまいりました。10カ市町村、大きな市と、それから小さな村それぞれに大きなギャップがありました。しかし、一つになることが大事だというふうな思いが、最終的には島民の意見をまとめて合併に至ったものだというふうに思います。もちろん一つ一つ、1年10カ月の間を検証すれば、非常に物事が当初に比べて住民の方々に不満を与えたこともたくさんございますし、反面非常に合併したことによって大きなメリットが出てきたということもございます。

それでは、どこからどこまでが正しいのかと、あるいはそれが正しくないのかという議論は、ここで余

りしてもしようがない。問題は、これからこの佐渡島はどういうふうに行くのかという議論をぜひお願いしたいというふうに申し上げてきたつもりであります。当然昔のことをすぐ忘れ去って、この議論が進むわけでもありませんけれども、現在議員もご認識のように、我々が非常に大きな影響を与えられたのは、合併の協議と同時に進んでおりました国の三位一体の改革でございました。もう一つは、一つになってみて、その財政的な問題もありますけれども、市民のニーズと我々の対応、執行部の組織、それから議会の皆さん、つまり住民の皆さん方の要望を受けた住民の代表としての皆さん方の意見がこれだけ大きな島にありますので、なかなか一つの方には行きづらいということが当然あるわけでございます。そうしますと、その中でこの1年10カ月の間、右へ行き、左へ行きながら、何とか皆さん方と一緒に次の将来を考える島づくりをしようと考えている過程の中で、おのずと住民のための方策というのが浮かび上がってくる。それに合わせて組織というのは変えざるを得ないということでもございます。

住民のニーズは非常に多岐にわたり、多様にわたっております。それをそれぞれにそのときそのときで住民のニーズが、この議会の中にあらわれて、我々に要求を突きつけてきているわけです。これは皆さん方が住民の意向を受けて、我々に要求をぶつけてきているわけですから、それに合わせるには、余りにも組織としては皆さん方のご意見に合わせるには力が弱過ぎる。これだけの住民の皆さんの大きなニーズをどうしたら当初の240人で受けとめることができますでしょうか。一つ一つを受けとめて解決をするには、やはり支所も一緒になって動いていただかないとまずいわけですから、その意見聴取と本庁と一緒にって皆さん方のニーズ、つまり住民のニーズに対応するというのが我々の務めであろう。その中で、その組織が出てきているわけでございます。やはり皆さん方のご意見あるいは議会への対応、そういうものに合わせなければ、我々は組織を維持することはできないわけです。それぞれに皆さん方からのご意見があり、専門特化する専門家がいらないわけですから、専門家をつくり出そうということで課をたくさんつくりました。しかし、専門家がいればいいわけではございません。それぞれのプロジェクトチームを組んで、横との連携をあわせながら、佐渡市の皆さんの意見に合致したような形で政策を実施していかなければいかぬわけでありまして。そうすると、おのずと組織というのはもう少し情報が集まりやすい、あるいはトップの情報が下に行きやすい、あるいは横の連絡もできるという形で組織をつくらざるを得ないということでございます。本来であれば、組織はできるだけスリムな方がいいに決まっています。しかし、この島であるという状態の中で、一つの独立した国家にも等しいような存在の中で、我々は皆さん方の意見を全部それなりに入れて進まなければいかぬ、住民の意見を入れて進まなければいかぬわけです。そういう意味で、縦横あや織りにして、柔軟な、かつまた存在感があり、プロジェクトチームをそれぞれにまとめ上げるだけの人材をこれから育てていくという意味でも、この組織をご提案した次第であります。

もう一回、最後に言いますと、確かに当時は組織はもう少し小さいものでいいと、本庁の仕組みは小さいものでいいというふうな意見が大勢を占めておりました。しかし、余りにも複雑になったこの社会を専門家なしに乗り越えるわけにいかない。しかし、その専門家をまた束ねて住民のニーズにこたえる、そういう組織がどうしても必要になってくる。

ただ、最後に、これは我々が今度は国勢調査もありました、人口も減ってきます。だんだんそういう組織の運営になれば、いずれかは今回ご提案したシステムも変えていかなければいかぬということになるかと思えます。そういうことで、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑をされる方に申し上げます。

本258号は行政組織に関する条例でございますので、中身についてのご質疑をお願いしたいと思います。

2回目の肥田利夫君の質疑を許します。

○57番（肥田利夫君） 余り質問を封じするような議事運営をされてもらうと困るので、全然議案に違うことを言うてはおりません。市長の今答弁をされたこと、書いたもの、あるいは今述べられたこと、そのことだけをとらえれば、まことにそのとおりでございます。しかし、合併のときに約束をした、あと細かいことは私所管の委員でございますので、そこでするまた説明を求めますけれども、今ここでは市民に向けてこうなのだというだけでははっきりと申し上げさせてもらわないと困りますので、言っておきますが、12課であったものが部長が6人、課長が24人に膨れ上がります。それが本当にどういうことなのか、そういう細かいことは後の委員会で申し上げますけれども、ただ市民と約束をしてきた、そのことについての市民向けの説明というのは、どこでどうやってなされてようとしておるのか。市民抜きで、ここで出された議案をぽんと決めてしまえば、それで終わりです。後でこうやります、ああやります、市民に協力を求める以外はないことになるのでしょうか。その辺は、市民への理解を求める方策はどのようにしていくおつもりかお聞かせをください。

○議長（浜口鶴蔵君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 今回もしお認めいただければ、これでやらさせていただきますけれども、市民のニーズは即議会の我々に対するいろんな批判の中で十分受けとめるわけでございまして、この組織が、また合わないということであれば、それはこの議会の場でその批判をお受けし、変更するという形になると思います。当然それと同時に、市民に対する説明はあらゆる手段でやらせていただきたいというふうに思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 申し上げます。

議案に対する質疑中でございますが、ここで昼食休憩とさせていただきます。

午後 0時06分 休憩

午後 1時15分 再開

○議長（浜口鶴蔵君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続けます。

加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） この議案で質問するとわかりにくいのです。そこで、議案の関係資料集というのがあります。これで質問するとわかります。そこで、まず皆さんにご準備をいただいて、21ページ、第6条、部に副部長を置くことができるとなっております。これは置くとはなっていない。置くことができる規定だから、それはそうなのですが、ここで何を聞くかという、今まで課は14だったのです。市役所の職員の数が増えたわけでもなければ、そんなに減ったわけでもない。ところが、課は12が24になって、頭でっかちになったおまけに、今度はその上に部長の横に副部長を置いて、さらにやろうということになると、組織全体は過半数になると思うが、これはどういうふうに見たらいいのかということをお聞きしたいです。

次に、57ページを見ていただきたい。この57ページは支所でございまして、庶務課が両津の支所というのがあって、こうあるでしょう。問題は特命係というの。私は特命係は、これは支所長だと思いますよ。支所長というのは、行政全般にわたってその支所の範囲内において責任を持って動く。そこのところが書いたものにははっきりしない。そして、職員だけ特命係というのは、これはうそだと私は思うのです。特命係というのは支所長なのであって、これはよろず陳情受付係でいいのです。そして、今度はあなたたちが附属的に出している組織図、ここには支所長の位置づけがない。私は、支所長が特命係であればいいと思うのです。そういう意味で、この特命係と支所長の位置づけ、ここのところはどうなっておるのだと。

もう一つ、私は申し上げたい。横に大先生、肥田さんがおるので、肥田先生、さっき質問しておった。肥田さんの言うておることは、合併時には支所をちゃんと残して、支所が粗末に扱われないようにしますと、こう言うたのが合併時の約束事だと、平たく言うと、こういうことになる。ここで大事なのは、本庁と支所が直結でなければならない。例えば本庁の課長と支所の課長が連動していなければいけない。もうちょっと賃金なんかも含めて言えば、本庁の課長が課長だとすれば、支所の課長は課長補佐級であると。そこで、ぴゅっと、こういかなければならない。言葉は先ほど特命係と言いましたね。よろず陳情を受けて、そして建設の問題なら、その支所の建設課長が即課長のところへつながって行って、本庁で言おうと支所で言おうと、うまくいくようにしなければならぬと。今どういうことになっておるかということ、支所へ行って言えば本庁だというし、本庁へ行けば支所の問題だから、結局何もできないようになってしまっておる、こうなっておる。ここのところをびしっとしなければならぬのだが、ここのところが職務規程から言うと読み取れない。これは一体どうするのだと、ということなのです。

その次に、35ページ、ここへいくと、保健医療課というのがあって、医療企画係というのがおるのです。それで、医療計画の立案に関すること、その下が問題です。医療機関との連絡調整に関することというのです。病院というのは公営企業なのです。だから、これは独立しなければならないのに、本庁の医療課から調整されたり、そんなことをやっておったのでは、これは問題だなと私は思うのですが、この点の見解はどうか。

まだあるのです。余り長くやると答弁する方が困ると思うから、もう一つだけでやめておきますが、27ページに構造改革特区に関すること、地域再生対策に関すること、これは非常に極めて重要な部門なのです。今の規則を見ると、もっと大がかりにできておる、これが。それを何でこういう小ぢんまりしたものでできるのか。先ほど冒頭申し上げました。12の課は24になり、部長のほかに副部長をつくる、まさに過半数になってしまって、動きがとれんぜと。この中に一番重要な地域再生、それから特区というのが小ぢんまりと措置されるような形になっておるが、これについてはどういうふうな考えでこういうふうにしたのか、以上第1回目の質問といたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

齋藤総務課長。

○総務課長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

5点あったかと思うのですが、まず第1点、副部長の設置であります。これにつきましては規則の中の第6条で置くことができるということになっておるわけであります。したがって、この後の組織の中でもご説明させていただきたいというふうに考えておるのですが、それぞれ長部局では六つの部を置く

ということになっておりまして、部長を補佐する職として副部長を置こうということですが、これらにつきましては単独の副部長を置くという考えではなくて、その部の中で取りまとめをする課の課長が兼務をしていこうということですが、そういうことで、過 fractions な組織については、そうならないように考慮していきたいというふうに考えております。

また、2 番目ですが、特命係の設置であります。各支所には特命係を置くという組織になっておるわけですが、この特命係設置のねらいといたしましては、すべてにこの特命係を置くというふうには考えておりません。それぞれの支所の独自性のある事業に取り組みたいという地域の要望等ありました場合については、この特命係の中で事業を起こしていこうという意味合いであります。加賀議員のご指摘のありました特命係としての役割という部分につきましては、加賀議員のおっしゃる部分もあるわけですが、当初のねらいとしては地域の特性ある地域づくりを専門にやっていく係を置いたらどうだろうかという思いの中で設置をさせてもらったものであります。当然ながら、各課横断という部分も出てくるわけですので、そういう位置づけを特命係の中に持たせていきたいというふうに思います。したがって、支所長が特命係そのものではないかということですが、支所長につきましてはその支所全般の管理をします。労務管理、人事管理等含めて、その役割を担っていただくというふうに考えております。

それから、3 番目ですが、本庁の課長と支所の課長の位置づけについて、はっきりしていないのではないかとご指摘ですが、これについては当然本庁の課長の指揮下に入っております。その役割といいますか、その位置づけですが、それぞれ課長という職種ですが、位置づけとしては本庁の課長の指揮下の中に入っておりますという位置づけを考えております。

それから、4 番目ですが、保健医療課の中に医療企画係というものを設けてあるわけですが、この係の位置づけというものがどうであるかということですが、これは合併協議の中でも十分協議をされてきた経過があるわけですが、佐渡市の中には医療機関、市立の病院が二つ、そして公的な病院もあるということで、そのあたりの連携を図る部門として医療課が必要でないかということで医療課を設置してきたわけですが、そういうことでこれまで医療課という形で単独で設けてきたわけですが、単にそれだけではなくて、保健の分野についてもこの保健医療課の中で考えていただこうということで保健医療課を設置をし、その中で従来ありました医療推進室を医療企画係という形の中で担っていただこうというふうに考えました。

それから、5 番目ですが、特区の設置であります。特区の関係につきましては、企画財政部企画振興係の中の特区・地域再生対策室という中で担っていただこうというふうに思いますが、当然ながら地域再生については、単独の課なり、あるいは係で事業が関係するというふうには考えておりません。現在もそうですが、庁内のそれぞれの部署から兼務者を出していただきまして、グループの中で仕事をしておることです。これからこの地域再生については、十分期間も時限が決められるという中で、早急に今の方向性を見きわめなければならぬということで、大事なポジションであるというふうに認識をしておりますし、この課だけでなく関係する課と連携をとっていただこうということで、重要視をしておる室であります。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 私は、これ長々と質問するということはしないつもりなのです。そのかわり問題点はびしっと言うておるつもりなのです。

そこで市長、考えてみなさいよ、あなた。先ほど1回目に質問したとおり、こんな過半数の市ができています。その割合、一番大事な支所の統制と、今聞けば支所長は特別な扱いでござると、こうなるのです。それはござるでいいのです。ござるでいいなら、せめて各支所長は部長と直結するというのがこの図解でなければならないですよ。そうでなければ、支所長を特別に優遇しておる、つまり部長の下に本庁の課長がおる。それと、その課長よりもちょこっと上だか部長の下だかというなら、少なくとも支所をしょって立っておる支所長が、部長と図解の上では直結させておいて、支所の調整役はやらせない。それを特命という言葉を使うとすれば、私はかなり知恵があるなと、こう思うのですが、今聞けばそれとは違うのだというふうに、またとんでもないことを言い出したのです。どんなことを言い出したかということ、副部長は特別に副部長を置くのではなくて、部の中の課長のどれかを副部長とするという、そういう答弁を今度はやり出したのです。そんなわけのわからぬような機構改革では、私は動かないと、こう思うのだが、私の見落としがあるのか、論理的にも見落としがあるのか教えてくれ。例えばおれと肥田君と同じ部に所属する課長だって、肥田君の方が偉いから、おまえは副部長の資格、課長だと、こんなことはなかなかできぬと思いますよ。そんなものなら、私はやめたらいいと思うのです、この副部長は。もちろん置かなければならぬとは書いていないのですよ、置くことができる規定だから。だけど、こんなものは屋上屋ではないかということです。

それから、あなたたちは支所長に気兼ねしながら、逆に支所長が仕事ができないような形にしておる、これは問題なのです。だから、支所長は、場合によれば責任をとらされるという、責任感を持って事に当たってもらわなければならない。それには本庁の課長と支所の課長とは、もう指揮命令がばんとおりるようになっておく。そのかわりに支所長というのが支所にはおって、そこで生ずるもろもろの問題について調整役として置く。そして、それは部長のところへすぐに意見具申ができるような形にしておく。そうすれば、支所長に気合いかければいい。大体支所長はのろまなところがあるのですよ、私に言わせれば。だから、身分を保障するかわりには仕事もしなければならぬような、そういう組織図にできないのか。このところが一番私は大きい。

もう一つ、さっき肥田さんが質問したら、昔の約束事は必ず守られるものではないのだと。時代と世の中は動いておるのだと、こういう意味のことを市長、言いましたね。それをあなたの言葉で言えば、議会も感じておるであろう、あのときあれしたことが今問題が生じておるのだと、こう言っておる。そして、二つの病院の上に医療課を置いたのはだれの意見ですか。服部院長の意見でしょう。服部院長というのは、厚生連の佐渡病院の院長でしょう。そんなものの言うた……そんなものという失礼千万だけれども、そういう部外者の言うたことは金科玉条のように今日でも守ろうとしておる。この姿勢に私はいまいち齒切れの悪い今度の部長制組織図というのがあるような気がしてならない。これで私質問おこうと思うのです。早ううちへ帰らなければならない気がするのとというよりは、議事を進行させるのに協力しなければと思うから、これでおれはおくけれども、ごちゃごちゃ言うておるのではないのです。組織の根幹にかかわることについて申し上げている。これがどんな弊害をもたらすかは5日の一般質問で具体的にやると、こう

ということなのです。きょうは、その露払いとして聞いておきます。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 副部長については、できる規定でございますので、その必要があるときに副部長を置くということになるわけなのです。

それから、最後の方の医療課の問題、これについては服部院長の言かどうかわかりませんが、医療機関があるわけですから、ほかにもあるわけですが、調整係というのは当然必要ではないかというふうに思っています。それが議員がおっしゃるとおり、非常に難しい問題があります。指揮命令系統の中に、それでは支所長はどういう位置づけになるかというのはおっしゃるとおりでありまして、今でもそのところが問題になっておる。ついつい真っすぐ担当の課から支所の課、それから係へと真っすぐつながることが必ずしも支所長がそのことを調整できるだけの情報がきっちりいかないということも十分今までもありましたので、そのところは十分意を酌んで調整ができるような仕組みをつくりたいというふうに思っております。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） それでは、最後は一つ、市長、これ4月からやりたいというのでしょうか、できれば。そうすると、本庁過半数にしたために、本庁の人間が、私が計算したのでは1.2倍ふえるのです。そうだと、あの箱の中には人間入りませんよ。どうしますか。一つの案としては、ここの佐和田を使うという方法もあるだろうし、それで足らなければ畑野を使うと。これは最も本庁に近い支所というところ、ここしかないという意味で言うておるのです。それがいいということを言うておるのではないです。少なくとも今その税務課長、税務課行ってみなさい。もっと伸び伸びやれと言ったって、こんなに小さくなって伸び伸びやれと言ったって、横にいる人とぶつかってだめだわと、こう言うておる。ここへまた20%も人間がふえたらどうなるのですか、これは。どっちみち箱考えなければと思いますよ。では、これを議会に提案するからには、箱はどうやって使うのか検討しておるのかお答えください。それでやめますので。

○議長（浜口鶴蔵君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 今おっしゃられたように、これ以上支所から引き揚げをすれば、今のところぎりぎりですからあれなのですが、当然本庁の集まってきた人たちに有機的に動いてもらうためには、できるだけ本庁の周辺にいてもらわなければいけません。ただ、部署によっては比較的離れていてもいいところもあります。そのところはある意味での分庁なのですが、最終的には一つの本庁に集約するわけでありまして、それがやりやすいような形で一時的に分庁ということもあるかもしれませんし、あるいは部門、支所の方は今おっしゃられるようにあいているわけでございますので、有機的に使うということもあるかもしれません。検討させていただきます。

○議長（浜口鶴蔵君） 大澤祐治郎君。

○56番（大澤祐治郎君） 私は、6部24課ということについて一つ異議を申し上げたいのですが、二百数十名にもならんとする教育委員会が、なぜ部にならなかったのか。政教分離という建前上考えても、これは独立した部にさせる必要があるのではないのでしょうか。

それと、もう一つ、実はある事件に私はぶつかったのですが、教育委員会の課長が市長とアポイントを

とって、市長のところにお伺いをいたしました。市長室長がおって、課長はそこどまりで市長に直接ご面会もできなければ、お話もできなかったと。私は、そういう組織をなぜそういう格好で放置しておくのか。そして、市長のところに、市長はそんなこと知らぬから、待っておったのだらうけれども、市長室へ入れたのは総務課長と企画課長というようなことで、当の課長は市長のおひざをさわることもできなかったと。私はお願いしたことに対して、そういう紆余曲折の事件が起きたものですから、これどうなのだと言ったら、いや、市長室長のところで私はとめられたと。ですから、私は政教分離という建前には頭にあるでしょうが、よく教育委員会はオーケーをしたと、あるいは荒ごなしに対して黙っておったなと、むしろ聞きたいぐらいなのです。人員配置からいったら、一番大きい教育委員会でしょう。ですから、私は6部ではなくて7部でいいのではないのでしょうか。いや、部を一つふやせということです、私の言うことは。どこかを削れなかったら、一つふやせと。そういうことで、この教育委員会を、ではどこに吸い上げて部ということにできましようか。そういったことを考えて、政教分離という大きな塀垣があるのですよということを私は申し上げておるのです。ぜひひとつそこら辺の部にならなかった経緯、教えていただきたい。

隣の渡部さんが総務委員会ばかりではないかなんて言って私にもそういう檄をくれておりますが、所管である総務委員会は蚊帳の外なのです。これは行政等で荒ごなしをやって、そして全協には持って出ましたけれども、しかし総務課長は履き違えをしておるのだと思うのです。特別委員会は、いわゆる議会に付託のあったもの以外は本来は委員会を開くこともできなければ動きはとれないのです。それを行政等を持って行ってやったというから、私らは肩軽くていいわと。出てきたときにはだめだと壊せばいいのだと。実は、私一人ではなく、総務のものは大方がそう思っておるのです。だから、そんなことはどっちでもいいですよ。同じ議員の中でやったことだから、私はいいと思いますが、要はなぜ……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○56番（大澤祐治郎君） だから、あなたが指示しておらぬのはわかっている。

だから、なぜ教育委員会が部制に昇格できなかったのか、まずそこからご説明をいただきたい。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

齋藤総務課長。

○総務課長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

なぜ部長にしなかったのかということですが、これにつきましては教育委員会の組織、従来二つ、課としての組織があったわけですが、これは協議の中で四つの課を置こうということになりました。部長ではなくて、名称が次長という形になっておりますが、実質的には四つの課を取りまとめる職責が必要だろうということで置いたわけですが、教育長との兼ね合い等もありまして、次長という名称ではありますが、実質的には四つの課を束ねるという形で次長という職を置かせていただいたというものでありまして、決して部長を置かないというふうにはとらえてはおりません。有機的な組織の動きができるような形でという観点から、次長という職を置かせていただくというふうになりました。

○議長（浜口鶴蔵君） 大澤祐治郎君。

○56番（大澤祐治郎君） 総務課長、淡々とお話になっておりますけれども、次長と部長は天国と地獄の差ですよ。あなた、そんな簡単なことを言ってはだめですよ。二百何十人おる職員を束ねるのですよ。そこに課をふやすから、だから次長でいいなんて、そんな考えがそもそも間違いでしょう。

それと、平成20年になれば、相川にある下越出張所、引き揚げになるのではないですか、県の組織は。そんなになってくれば、なおさらそこに今度は職員もこの部署で教員関係を束ねなければならぬ可能性も生まれるのです。私はわかりません。県から来た人がおりますから、そこら辺は助役の意見が反映されているのか私はわかりませんが、次長と部長がそう差はないという、その感覚はとんでもおかしいですよ。

では、あなたが総務部長にならなければならぬのを、総務部長をやめて次長でいいと言われたら、あなたはどうなりますか。これは全く偏見も甚だしいですよ。そして、政教分離という独立機関でしょう、これ。それはそういう考え方もそこでおきませんか。これは県も次長制にしておるのですか。私はどうであろうと、国へ行けば文科省といって、ちゃんと立派なのがあって、政教分離だと威張っておりますよ。だから、そういったことをお考えになって、わけもわからないで前で笑っておるようなものおるけれども、中身がわからないで笑うものなら結構だけれども、わかっておって笑うなら、これはいかがと思いますよ。これ一番大事なところですよ、あなた。だから、もう一回そのところをしっかりとご答弁いただきたい。

○議長（浜口鶴蔵君） 齋藤総務課長。

○総務課長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

この次長という職責ということにつきましては、四つの課の調整といいますか、束ねとしての役割を持っていたかどうかということで次長を置いておるわけであります。決して部長と次長という職責でもって分けたということではございません。教育委員会には教育長という職責という部分等もございますし、そういう中で教育長を補佐するという形で次長という職責を置いたということでご理解願いたいと思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 大澤祐治郎君。

○56番（大澤祐治郎君） 最後になりましたので、今、期せずして肥田さんがお話になりましたが、教育長はこの原案で理解をされた、賛成という受けとめ方でいいのかどうか。

それから、もう一つ、4課にしたから次長でいいのだという考えがそもそも私はおかしいというのですよ。教育委員会の仕事の範囲というのは、これは膨大なものですよね。そして、それぞれ課長がおって、話をそれぞれ今度は動くときに次長の言うなら命令で動くのと、これは部長の形で動くのと、これは行ってくるほど課長に対する指揮権も私は影響してくると思うのです。そういう意味で、部長というものに教育委員会もするわけにはいかないのかということで、先ほど私が言っておいた平成20年以降には、下越出張所の教育出張所、相川にあるのがなくなってしまうと、県は引き揚げますよと言っておる。引き揚げると、教員の管理は市がやらなければならぬように当然なってくるのですよ。だから、そのボリュームから考えても、これは私は部長にということで統括すべきだと思うということを言うておるのだけれども、あなたは4課にするからいいのだ、いいのだというから、これはいつまでたっても平行線はどうにもなりませんし、私は賛成か反対かで、反対なら反対と言えればいいのだから、それはそれでこれ以上詰めませんが、そのところをもう一回20年以降についての考えでやったのか。

それと、もう一つ、教育長はこの原案でいいということで、あなた方は教育長からそういう了解をとったのか、そのところをはっきりしていただきたい。これは何のために三権分立ではないけれども、そういうことであるかということをやっぱり行政側として理解していかなければならぬと思うのです。行政が何でも勝手な好きなことできるのだというわけにはいかないのです、教育というのは。だから、そういう一つのハードルとして政教分離という言葉がよく使われておるのです。だから、そういうことをあわせて、

今私言った中でこれで最後ですので、総務課長には20年以降も含めてこういうことでもいいという考えをしたのか、それから教育長はそういうことでこれで原案賛成という了解をしたのか、そのことについて2点、それぞれのお答えをいただきたい。

○議長（浜口鶴蔵君） 齋藤総務課長。

○総務課長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

20年以降の組織のあり方ということについては、そこまで見越してこの組織というものを考えておるといってはいけません。組織については、常に組織のあり方については見直しをしながら進めていきたいというふうに考えておりますし、下越教育事務所佐渡出張所のあり方が今問題になっておるということを踏まえては十分おりますけれども、そのことが20年になったときもこの形でいくというふうに固定化して考えておるといってはいけません。その時々の方針に合わせて、組織については見直しを進めていきたいというふうに考えております。

それから、もう一つの教育委員会との協議、調整であります。このことについては事務局段階では十分協議をしながら進めているというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 竹内道廣君。

○54番（竹内道廣君） 私は所管だから言わんでおこうと思ったけれども、こんな議論をしていると私も言わざるを得ないから言いますが、これは行政組織の改革なんて言わないですよ、こんなの。行政組織の変更だけです。改革というのは、こんなことではないですよ。私らはなぜ合併したのか。私らが目指したのは、佐渡が一つになって、当初7万で始めたけどもう7万ではありませんよ。私らの行き先は6万自治ですよ。残り8年しかないですよ、8年。何をしんなんのか全くわかっていない。みんなで部長をつくって、みんなで一つに集まって、そして仕事を楽にしようとしておるだけです。我々の目指すのは類団を目指していかなければならないですよ。

一例をとってみると、私らの類団で総務課に担当するものと、職員数でいけばわずか平均80人ですよ、80人。少ないところは69人でやるのです。私らは245人でやっておるのですよ。こんなひずんだ状態を改革していくのが組織機構の改革です。何にもそんなことはしていない。合併をしたときから行政改革は当たり前のこと。真っすぐ類似団体に向けてどうやって突き進むか、どう改革していくかというのがあなたの方の仕事ですよ。残り8年しかありませんよ。こんなことをやっておったらできません、こんなの。

市長にお伺いします。先ほどからちらちら言うておるが、毎年見直すのでしょうか。普通は改革をすると、なかなか組織は見直せないものだけれども、毎年見直さなければ、こんなものを8年間通したら、佐渡市はパンクしますよ。毎年見直すのかどうか、その答弁だけ求めます。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 先ほど申し上げたのは、合併してから非常に複雑化した住民ニーズについて今回は対応しようと言ったわけです。当然改革は今議員がおっしゃったように、目標を決めて着実にやっていかなければいかぬ。ところが、改革について今言っても、いろんな委員会が今そろそろ結論を出そうとしていますから、いいのですが、この組織を、これら8年間やるなんてだれも言っていません。当然これはどんどん変えていかなければいかぬ。今あるニーズにこたえるには、あるいは今の組織にいるスタッ

フ、職員の能力と限界を考えて、今回はこういうふうにさせていただいたということでございます。ですから、8年がどうかは、もう8年強しかないわけですがけれども、これについては毎年毎年もちろん見直していかなければいかぬというふうに思っておりますし、またご協力もいただきたいというふうに考えております。

○議長（浜口鶴蔵君） 議案第258号の質疑を終結いたします。

議案第259号 佐渡市収入役の事務の兼掌に関する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第259号の質疑を終結いたします。

議案第260号 両津地区の字の変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第260号の質疑を終結いたします。

議案第261号 佐渡市介護手当支給条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第261号の質疑を終結いたします。

議案第262号 佐渡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

竹内道廣君。

○54番（竹内道廣君） これは先ほど述べられたときには、統一をするための改正であると、こう言うたのですが、15ページの表を見てください。統一なんかしていないでしょう。一つにすれば、これは統一したというのですよ、これ。リットルにつき7円と言うてみたり、10リットル未満においては65円と、こう言うてみたり、その下のところへいけば10リットルで70円という……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○54番（竹内道廣君） 勘違いです。

○議長（浜口鶴蔵君） 議案第262号の質疑を終結いたします。

議案第263号 佐渡市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第263号の質疑を終結いたします。

議案第264号 佐渡市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第264号の質疑を終結いたします。

議案第265号 団体営土地改良事業の施行について（泉地区）の質疑を許します。

猪股文彦君。

○40番（猪股文彦君） 簡単に聞きますが、この計画書を見ますと、ページがついていないので、あれですが、資金計画を見ますと、受益者負担がゼロ、何もない。これ土地改良を全島いろいろやっておりますけれども、私の河崎にしては昭和30年代にやったのが、まだ事務費払っている。とすると、これは事務費も払わないで済むのか。こんな不公平なことが今後当たり前のように行われてくると大変なことになると思うのですが、これはどうしてそういうふうになるのか、その根拠を示していただきたい。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

農林水産課長補佐。

○農林水産課長補佐（本間俊一郎君） お答えいたします。

受益者負担の関係ですが、これにつきましては排水という関係でございまして、受益者負担はゼロということでございます。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 猪股文彦君。

○40番（猪股文彦君） そうすると、これからすべての土地改良区についての排水については受益者負担ゼロという理解でよろしゅうございますか。そして、これは何という土地改良区がこれを今後維持していくのか。

○議長（浜口鶴蔵君） 本間農林水産課長補佐。

○農林水産課長補佐（本間俊一郎君） お答えいたします。

すべての排水路についての負担がゼロということではございませんが、この排水路に関しましては受益者負担は適当でないと、こういうことでございますし、管轄する土地改良区は国仲西部土地改良区でございます。

〔「その根拠を示せと言ったんだ。何でゼロだと」と呼ぶ者あり〕

○農林水産課長補佐（本間俊一郎君） この地区の過去の災害の状況等を見まして、受益者負担を徴収するのは適当でないと、こういうことでございます。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 猪股文彦君。

○40番（猪股文彦君） これは非常に重要なことをあなたは言っているのですよ。これは金子委員長、後でよくこれ審査していただきたいのですが、そんなことが、そこに災害が起きるから受益者負担とるのは適当ではない、これ市長、重大なことですよ。災害が起きている場所についての排水路は、今後負担がゼロということになりますよ。そんないいかげんな基準で、受益者から何にもとらないでこういう事業を平然とやるということは、これは許されないことだと思いますが、最後に、それではもう一度聞きます。災害が起きている場所についての排水路については、今後佐渡市においてすべて受益者負担ゼロでやるという理解でよろしゅうございますか。

○議長（浜口鶴蔵君） 本間農林水産課長補佐。

○農林水産課長補佐（本間俊一郎君） お答えいたします。

災害ということではございませんが、その地区の状況を見ながら受益者負担の方をお願いしたいと、こういうふうを考えております。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 議案第265号の質疑を終結いたします。

次に、議案第266号 新たに生じた土地の確認について（和木地内）、議案第267号 字の変更について（和木地内）、以上2議案は関連がありますので、一括質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第266号及び議案第267号の質疑を終結いたします。

議案第268号 字の変更について（大佐渡山麓2期地区砂田換地区）、議案第269号 字の変更について（大佐渡山麓2期地区中山換地区）、議案第270号 字の変更について（大佐渡山麓2期地区泉換地区）、以上3議案は関連がありますので、一括質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第268号、議案第269号及び議案第270号の質疑を終結いたします。

議案第271号 字の変更について（吉井沖地区）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第271号の質疑を終結いたします。

議案第272号 字の変更について（素浜地区八升平換地区）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第272号の質疑を終結いたします。

議案第273号 市道路線の変更について（二宮332号線）及び議案第274号 市道路線の認定について（二宮372号線）、以上2議案は関連がありますので、一括質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第273号及び議案第274号の質疑を終結いたします。

議案第275号 市道路線の変更について（5区栗野江1号線）及び議案第276号 市道路線の認定について（5区栗野江80号線）、以上2議案は関連がありますので、一括質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第275号及び議案第276号の質疑を終結いたします。

議案第277号 市道路線の廃止について（三川31号線）、議案第278号 市道路線の廃止について（三川32号線）及び議案第279号 市道路線の変更について（三川29号線）、以上3議案は関連がありますので、一括

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第277号、議案第278号、議案第279号の質疑を終結いたします。

議案第280号 公有水面埋立てに係る意見について（河原田諏訪町地内）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第280号の質疑を終結いたします。

議案第281号 平成17年度佐渡市一般会計補正予算（第7号）についての質疑を許します。

猪股文彦君。

○40番（猪股文彦君） これ一括でやるのだらうと思うので、一つだけお聞きしますが、先ほどの提案理由の説明で歳出の方の29ページ、ケーブルテレビを何かやめるので、1億1,000万ぐらい減額したというのですが、これは市長の公約で19年までにケーブルテレビを全島に引くということでやっているのですが、ここで減額しておいて、その約束は守れるのかどうなのか、この減額をした理由を教えていただきたいのですが。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

中川企画情報課長。

○企画情報課長（中川義弘君） お答えいたします。

これはケーブルテレビをやるときに、当初今回は新穂地区が入っておるわけなのですが、新穂地区につきましてはＩＰ電話を一緒につけ足していくという要望がありました。このＩＰ電話につきましては、新穂地区だけになりますので、ほかの9地区とのつり合いがとれないということになりますので、そのＩＰ電話の分を今回減額させていただきたいという、そういう中身でございます。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 猪股文彦君。

○40番（猪股文彦君） 私が聞くとところによると、19年までできないかもしれないという話があるのですよ。そうすれば、これは別に新穂にやらなくたって、金井でも両津でもどこでもいいではないですか。何で間に合わないといって、今同じ市民が不公平だということで、衛星からテレビをとったらどうかということを経済の方から提案したのですが、市長はケーブルテレビでいくと。19年まで責任持つと、こういうことですが、これは減額なら減額してもいいけれども、減額して、いや、これで19年まで市民サービスが公平にできませんでしたでは、これは終わりません。何で新穂がダメだったら、ほかへこれやれないの。幾らでもできるではないですか。技術的に今の技術ではできないという根拠はどこにあるのですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 中川企画情報課長。

○企画情報課長（中川義弘君） お答えいたします。

あとまだ残っているのは両津地区、相川地区、金井地区、畑野地区の4地区があるわけですが、計画では18年、19年には完了したいという計画でおります。今ご指摘のとおり、相当大きい広範囲な地区でもありますので、議員おっしゃられるのは、その地区の方へ先回しできないかというご質問だと思うのです。

が、その地区につきましても今測量に入っておる段階ですので、ことしの分には間に合わないということで省かせていただいたという中身でございますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 猪股文彦君。

○40番（猪股文彦君） そうしますと、こういう理解でよろしいですか。この減額した分は来年に予定しているもののプラスアルファとしてやると。19年までの約束は必ず守るというふうな理解でこの予算書を読めばよろしいですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） ただいまのは企画課長が言いましたように、ＩＰ電話の分がほかのところとアンバランスだということで外したということです。18年、19年ということでございます。非常に広範な地域でもありますし、できるだけ18、19年の間にやるつもりで議会のご了解をいただきたいと、そういう形で出そうと思っています。

ただ、いろいろ議論があった経緯もありまして、この後設計の問題で時間で少し先延べするかもしれません。それ以外は、方向としてはそのつもりでおります。

○議長（浜口鶴蔵君） 稲辺茂樹君。

○8番（稲辺茂樹君） 5点ばかり質問させていただきます。

まず最初、予算書の27ページ、2款1項6目13節ＢＤＦ関連についてお尋ねいたします。循環型社会を形成する上で、今後バイオ・ディーゼル・フューエルの可能性というのは大きく、新しいエネルギーを導入していくに当たって大きなチャンスではないかというふうに考えております。この辺について、まず事業内容、委託料で300万もらっていますが、この辺の環境課とか農水とか、その辺の連携をとった展開を今後図られていくような考え方で進められているのか、その辺についてまずお聞かせください。

それから、29ページ、図書館システムの構築で4,800万、これは2款1項9目の13節委託料4,800万、大きな予算が補正として盛られています、これはイントラの施設に伴い、基本的にイントラの上にそのシステムを乗っけていこうというような考え方だと思いますが、この4,800万という大きな金額のまず根拠と、今後佐渡市がイントラを利用して進めていく上で、どのようなところまでいわゆるＩＴ化を推進していくかということを基本的な考え方を持っていらっしゃるのか、それについてお聞かせください。

それから、47ページ、6款1項3目19節負担金補助及び交付金の中で中山間地域の直接支払い交付金が3,700万の大きな減額になっております。これは佐渡の国土の保全のために中山間地域というものの里地というものを保全していかなければいけない中で、このような減額になったのはどういう状況からそういう減額になったのかお聞かせください。

続きまして、51ページ、6款2項2目13節委託料、佐渡産材普及促進事業、こちらも新規200万盛られています、これについては佐渡の林業というのが落ち込んでいる中で、基本的に林業振興政策というものはどういうところに置いて、具体的にそういう計画の中でどういうふうに進められていくのか、その辺についてまずお聞かせください。

続きまして、55ページ、7款1項2目19節負担金であります。中小企業不況緊急特別措置貸付金利子補給金の増額であります。1,158万5,000円余りの増額、当初で900万円ぐらい盛られていて、今回1,000万円を超える利子への補給の増ということで、何件あり、総額が幾らの貸し付けに対しての利子補給であるか、

まずそれをお聞かせいただいて、2回目の質疑をさせていただきます。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

中川企画情報課長。

○企画情報課長（中川義弘君） お答えいたします。

まず、27ページのB D Fの関係での廃食油をことしぜひやってみたいと。これは現在私たちの調べた段階では、公共施設、学校給食、保育所等々から出る油が相当数あります。この油を現在備品購入で盛っています機械を購入してやると月で10日間運転ができるということになっているのですが、ここから出る油につきましては、我々目指しておる段階では、両津市にあるマイクロバスが3台、年間運行ができるという計画であります。今回12月議会に上程をして、1月、2月、3月と実験的にどこでやるかにつきましては、まだ考えておりませんが、この後ご相談ということになるのですが、そこで調査というか、研究をしていただきまして、4月から実質的なオープンをしたいというつもりであります。今ほどは月10日間ほど動くという量があるということ、公共施設でありますので、この後これが順調にいけば、各一般の方々のお店だとか、総菜屋とかコンビニだとか、そういったところの油も含めれば、丸々1カ月運転できるというつもりでありますので、それに対する予算計上でございます。機械の購入、それから管理委託料、それから修繕料、修繕というのはその調査をやっていただくための配管等の修繕料ということになりますので、そういったことでご理解を願いたいと思います。

それから、2点目の図書システムの構築委託でございますが、ことしこの上に書いてあります戸籍システム電算化委託料ということでやらせていただきました。これにつきましては、相当の額がこの書いてありますとおりに9,800万ぐらいの差金が出ております。その差金がありますので、次に予定しておりました図書についてのシステム化をしていきたいということで、今回のせてあります。これにつきましては、いろいろご要望がたくさんあるのですが、まず何せ図書システムを先にしたいというのが我々の中身でございますので、ご理解のほどお願いします。

○議長（浜口鶴蔵君） 本間農林水産課長補佐。

○農林水産課長補佐（本間俊一郎君） お答えいたします。

まず第1点、中山間の直払いの減額でございますが、これにつきましては当初できるだけ補助金をもらうということで、10割単価というものを設定して予算措置をしましたが、その後集落といろいろ話をしまして、どうも10割までもらえないという、そういう集落がありまして、8割の集落がありました。その結果、この金額が減額となっております。

次に、佐渡産材の関係でございますが、この200万につきましては佐渡汽船の待合室に佐渡産材を使用した木造のベンチを設置しましてPRしたいと、この金額でございます。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 市川観光商工課長。

○観光商工課長（市川 求君） 中小企業不況緊急特別措置貸付金の利子の補給金の増であります。件数でありますけれども、これについては合併前は両津市だけのものでありまして、合併してから全島的な取り組みになったものであります。今年度既に上半期で144件ということで、去年は上半期で42件でありました。そういうふえる比率をもとにしまして、予想は353件であろうということでございます。それに基づ

きまして算出した結果が2,061万7,000円で、当初予算との差額の1,158万5,000円を増額させていただきました。よろしくお願いします。

○議長（浜口鶴蔵君） 稲辺茂樹君。

○8番（稲辺茂樹君） では、また一つ一つやらさせていただきます。

まず、27ページのBDF関係のお話からさせていただきます。この廃食油の利用に関しては、今回300万円の予算を委託料として見込んでいくと。そういう形の中で、基本的にこのBDFは全国的には各自治体でかなり成功事例があるというふうにお聞きしておりまして、これに当たっては今後一般家庭の廃油等も含まれていく考え方があるというふうな形で理解いたしておりますが、この事業に関しては、やはり先進地では菜種油を生産して、そしてそれを給食におさめて、その廃油を公共のディーゼル車に利用していくと、そのような循環型を構築している事業で、かなり全国的に注目されて、大分全国に浸透されている事業だと思います。このプログラムを行うに当たって、やはり企画だけではなく、農水、環境というようなプロジェクトの中でぜひ進めていかなければならないのではないかとというふうに認識しておりますが、その辺についてまずお考えをお聞かせください。

それから、29ページの図書館システムについて、このイントラの事業の中で前回住民台帳の事業で入札のお金で残が出たと。お金が余ったから図書館システムをことしやりたいというようなご答弁をいただいたと思いますが、基本的に佐渡市としてIT化というのはどこまで進めていいか、基本的な姿勢がまず示されないことには、この事業に着手するべきではないと私は思っております。といいますのは、このIT化を進めていくに当たっては、必ず毎年膨大な維持管理料というのがかかってくるわけです。これはやってしまえば、これを持続するために永年の経常経費としてかかっていく、この辺の認識をしっかりとある段階で定めない限り、住民の負担を永年のにふやしていくことではないかというふうに考えておりますので、慎重にやっていただきたいというふうに思いますので、その辺についてまずご答弁いただきたい。

続きまして、47ページの中山間地の直接支払い、10割の交付金を受けるような予定でいたけれども、8割の地域があったということでご説明いただきました。今後この中山間地のいわゆるそれぞれの地域のあり方、現状から、それから前年、その前々年というふうに考えたときに、中山間地の受け入れ態勢はどういうような状況にあるのか、その点についてまずお聞かせください。

それから、51ページの佐渡産材、今回200万盛り込んで、佐渡汽船にその佐渡産材を利用した家具等を展示し、その促進を図ろう。まず最初に、質問させていただいたときには、この佐渡の林業生産というのは基本的にどういうところにあるのかというような質問をさせていただきました。それについての答弁がいただけませんでしたので、基本的な林業政策の中の一環としてどういう形で林業を推進していくのか、そこについてお考えをまずお聞かせください。

続きまして、最後です。55ページの中小企業不況緊急特別措置貸付金利子補給金の増、確かにこの不況下の中でこれが増大していくというおそれのために、見込みで353件分を見込まれたというふうなご答弁をいただきました。それについて、市長に対して経済状況等のかんがみながら、このような措置、なおかつこれに漏れるおそれのある方々もいらっしゃるの、その辺についての救済の考え方をお聞かせいただきまして、質疑とさせていただきます。

○議長（浜口鶴蔵君） 企画情報課長。

○企画情報課長（中川義弘君） お答えいたします。

まず最初に、廃食油の関係でございますが、当然議員おっしゃられるとおりに、菜種油というのも我々視野に入れております。菜種油をやるにつけては、例えば議員がおっしゃるとおりに我々のところだけでは済みません。これは菜種をやるということになりますと、まず減反田を利用したいというふうな私たちの考え方を持っておるわけですが、それにつきましては議員ご指摘のとおり、農林水産課、それから油を使う場合には環境等との協議が要るということなのですが、まず果たしてどのくらいの油ができるのか、我々職員の中でもいろいろと勉強させていただきました。この後また一般質問の中でも、また加賀議員の一般質問もあるかと思うのですが、巻町でやっておる施設も見させていただきました。それと、行った職員の話聞きますと、俗に一言で言えば簡単にできるというふうなことでございますが、果たしてどこまでできるのかというのをここのうちに実験をしてみたいというのが中身でございます。そういったことで、将来的には菜種油も入れたいという気持ちは持っております。

それから、2番目のご指摘の図書館システムの項でございますが、戸籍システムの差金が出たということで、相当大きな額を入れておるわけですが、これは当初入札をしようかというようなことで話をしておったのですが、前回の議会のときにも市民課長の方からプロパー方式でやりたいというような話をしまして、その方式によりますと、これだけの差金が出たと。我々は戸籍システムの次には図書システムをしたい、その次には図面の一括管理をしたいという三つの要望を持っているわけですが、図面に関しましては主に使うのが我々職員でございますので、職員よりは市民の方々に直接利用できるものから順番にしたいということで、戸籍システムが終わった段階で図書館システムをしたいという考え方でおります。これもなぜ図書館システムということになるのですが、図書の一括管理もできますし、それからこれから入札をしても図書館システムにつきましては3月までに十分できるということになりますので、図面管理につきましては、先ほど言いましたように、まず職員が使うのが主であるのと、それに今年度中にはできないということでもありますので、図書館システムを先にやりたいというのが中身でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 本間農林水産課長補佐。

○農林水産課長補佐（本間俊一郎君） お答えいたします。

中山間地域の関係でございますが、佐渡の水田面積等、約八千五、六百町歩ぐらいあるのですが、その中で中山間地域に占める割合といいますのが約33%、3分の1程度、非常に重要な生産地域を占めております。これらにつきましても、この後07年から始まる経営安定対策等でございます。中山間地域については、国や県の方でも緩和措置とかそういったものも考えておりますし、担い手の規模につきましても県知事の特認事項とか、そういったこともあるようですので、これからとにかく佐渡の場合は中山間地域というのが非常に大きな割合を占めるものと、それに対して十分な支援をする必要があると、こういうふうに思っております。

それから、林業関係でございますが、生産素材の有効利用はもちろんです、林業全般から申し上げますと、シイタケ等の特有林産物等もあります。そういったものの振興もあわせて、これから林業関係の振興、生産材の有効利用を図っていかなければならないと、こういうふうに考えております。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 市川観光商工課長。

○観光商工課長（市川 求君） この貸付措置に漏れた方々の救済措置はということですが、今のところ考えておりません。この措置を利用していただきたいなということであります。問題が発生した時点で対策を講じたいと考えております。

○議長（浜口鶴蔵君） 稲辺茂樹君。

○8番（稲辺茂樹君） 最後に1点だけです。

29ページの図書館システムの件ですけれども、先ほど質問したところでお答えいただけなかった点で、このIT化を進める中で、必ずソフトを導入すれば、その維持管理費がかかっていくわけです。4,800万盛って、それ認めましたと。そうしたら、次の新年度予算からこれだけの維持管理費がかかるのですよと、そういうふうになってくることは確かだと思うのです。その辺について、今後何でもソフトを導入すれば、その場はいいかもしれないけれども、必ず維持管理費がついて回るのだと、そういうことを懸念しているわけでありまして、その辺について額面的なものをお持ちでしたら説明ください。

○議長（浜口鶴蔵君） 中川企画情報課長。

○企画情報課長（中川義弘君） お答えいたします。

この維持管理費が幾らかかるかという、ちょっと資料を持ち合わせていなくて申しわけないのですが、今ご指摘のとおり、十分注意をしながらこの後進めていきたいというつもりでおりますので、よろしくお願いします。

○議長（浜口鶴蔵君） 小杉邦男君。

○17番（小杉邦男君） それでは、2点ばかりお聞きをしたい。

37ページであります。障害福祉費の関係で15の工事請負費の関係であります。1億円という大金が減額になっておるところであります。この該当する工事は何工事であるかお聞きをしたい。

それから、あと1点は、55ページであります。商工振興費の中の委託料の関係ですが、街なみ整備委託料として1,500万、これも相当な高額の減額であります。これはどのような理由でこういう高額の委託料を減額せざるを得なくなったのか、そのあたりの経緯についてお聞かせを願いたい。

以上であります。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

熊谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（熊谷英男君） お答えいたします。

37ページ、障害福祉費の15節建設費の関係であります。1億円減であります。17年度中に相川地区において精神障害者と知的障害者の作業所を建設する予定でありましたが、国県の補助の採択にならなかったということで、17年度断念をしております。

以上であります。

○議長（浜口鶴蔵君） 市川観光商工課長。

○観光商工課長（市川 求君） 55ページの委託料の1,500万の減額であります。これは相川地区の金山ロードの街なみ整備の委託料でありまして、実は19ページに地域活性化推進事業の補助金の減ということで、これ県費補助が実は40%あるのでありまして、この県費がつかないということになったカットのために、

この事業ができなくなつての減額であります。よろしくお願いします。

○議長（浜口鶴蔵君） 小杉邦男君。

○17番（小杉邦男君） それでは、福祉課長から答弁をいただいた施設の関係であります。わかりましたが、実はこの相川に予定された精神障害者の施設は、関係者から大変な要望の強い、期待をされた施設であったことは承知だというふうに思っているところであります。したがって、財源的な精査ができないということでありました。私は個人的な見解を述べさせていただければ、入ってくる予定の金ぐらいだったら、市が自前の金を出してでも、ぜひこれは建設を図ってもらいたいという気持ちが非常に強くあるところであります。

今後の課題だと思いますが、それで私は状況はわかりましたが、国県の補助がつかなかったというのですが、見通しも含めて、ではこのように望まれている施設をそのままほっておくのか。では、来年の予算は検討されている状況だというふうに私は判断するのですが、これはこの後どういうふうに考えて、この事業を図る、そういうつもりでおりますのかどうか、これは課長が答えるか市長が答えるかどちらですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 熊谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（熊谷英男君） お答えいたします。

18年度以降については、この種の作業所の国の補助事業がなくなったというふうに聞いております。それで、どうするかということで、今相川支所と私どもと、それから市長も含めまして遊休施設の活用ができないか、遊休のホテルがありますので、今そちらの方とも接触をしながら、そういったことを含めて今いろいろと18年度に向けて検討をしておる最中でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 小杉邦男君。

○17番（小杉邦男君） 事情は理解いたしましたが、本当は私が聞いていることは、場所は市有地で用意がしてあったと聞いているのです。ですから、この額であれば、ぜひ今後も検討していただきたい、このように要望して終わります。

○議長（浜口鶴蔵君） 廣瀬擁君。

○13番（廣瀬 擁君） 55ページの商工振興費の15節、001の駐車場整備工事増900万、この場所、それから002のオアシスステーション計画の工事費が300万円が増になっています。この根拠を聞かせていただきたい。

その次の19節、019、中心市街地活性化対策事業補助金減が591万5,000円、これだけ大きな金額が減になっておりますが、この根拠を聞かせてください。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

市川観光商工課長。

○観光商工課長（市川 求君） お答えいたします。

最初に、駐車場整備工事の増で、これについては畑野地区であります。駐車場の整備をしたら隣地が住宅であったために、どうしても地域住民の方が目隠しをしてほしい等の要望がありまして、門とかさく、塀等の増工と、あと舗装等でふえたものであります。

続きまして、オアシスステーション工事費の増では、これは真野地区であります。予定地の駐車場ですが、土質が非常に悪くて、ちょっと舗装しても軟弱地盤であると。それで、土の入れかえが必要になった

ということで、その土の入れかえで増工ということでもあります。

最後になりますけれども、中心市街地の活性化対策事業費です。これについては、TMOの計画策定について、当初予算を8,190万見込んでおりましたが、補助金交付申請等で減額するものであります。もう一つは、ポイントカードの事業について当初見込んでいましたが、調整がつかないという理由で事業を実施しないことになったための減額であります。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 廣瀬擁君。

○13番（廣瀬 擁君） 中心市街地活性化事業、大変今大型店が進出することによって、旧来の商店街が非常に打撃をこうむっております。それだけにこういうふうな事業は十分指導をして、ぜひ最初の計画どおり達成させてやるというのが私は行政の役目だろうと思うのですが、こういうふうなところを行政指導はされたのかどうか、それだけ1点聞かせてください。

○議長（浜口鶴蔵君） 市川観光商工課長。

○観光商工課長（市川 求君） 行政指導をして、最後でどうしてもこのようになったと聞いております。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 簡単に三、四点聞きます。

まず、3ページのことを聞きたいのです。地方交付税が1億4,250万5,000円つきまして、そして209億、そういう金額になっています。そこで財政計画で私は分析してみますと、211億8,500万くらいでございますので、もう余すところ1億数千万しかない、こういうふうに取り得るのです。

そこで、個々には申し上げませんが、例えば12ページ、13ページにいきますと、ことごとく分担金及び負担金が三角になっているのです。それから、まずマクロで聞くのです。マクロで聞かないと、なかなかわからない。14ページ、15ページにいきますと、ここは例えば住宅費の補助金7,500万ぶった切って、かわりに住宅交付金が1億2,700万ついておると。その下へいくと、中学校の子供の要保護・準要保護補助金が五百何万切っておる。私がここで聞きたいのは、14ページの中ほどに総務管理費補助金3,836万4,000円切っておるのですが、この主な内訳ということ、3,000万の合併市町村補助金の減と、こういうのがあるのです。それから、22ページへいきますと、合併特例債を2億230万を切っておる。こういうふうにして見てくると、交付税の一般財源化ということから、かなり国県支出金を中心にして大なた振っておるのではない、こう思うのです。

そこで、財政課長に聞きたいのです。あと地方交付税残すところ、もうわずかしかなかったよということを先ほど申しましたね。国県支出金を切ったのと交付税をふやしたのと、ここでは一体相関関係どうなっておるのかと。本当に国が切ったものを来ておるのかどうかということが1点。

もう一つは、22ページの合併特例債は2億230万、これをぶった切っておると。そういうことから考えて、まず第1点は国県支出金を一般財源化したことということで、佐渡市としては収支はとれておるのか。つまり交付税は基本的には動いておらぬと私は思うのです。ところが、国県支出金はばたばた切っておるのだが、財政当局としては玉合っておるのかと、一言で言うと、こういうふうに使っているのです。これは一つ一つやっておったら、あしたまでかかってしまうからやっておれないので、まずその点についてお答えを願いたい。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

浅井財政課長。

○財政課長（浅井賀康君） お答えいたします。

議員お話しのように、三位一体の改革で国の補助金、負担金が一般財源化されております。今回もそうした部分では国の補助金とか県の補助金等が減額になっている一部は、一般財源化したことによって減額になっておるということでございます。ただ、トータルの見ますと、詳細にチェックをしたわけではないですが、マイナスになっておるといふふうに考えております。

ただ、地方交付税等においては、議員ご指摘の部分の1億円という部分については、この後も留保は4億円程度だということでありまして、また合併特例債につきましては、これも約2億余りの減額になっております。これは県の交付金を充当して振りかえを行ったというものもありますので、起債発行をそうした交付金で振りかえておるといふことでありますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） それでは、今度はぐっと絞って聞きます。

14ページの総務費国庫補助金、これが合併市町村補助金を3,836万4,000円切られておるのですが、これは一体どの部分なのだと。合併市町村の補助金はどうであったのか。ここで言えば、これが全部ではないのですが、ここでは読み取れないわけですが、4億5,000万という元金額がございしますが、だからこれとの絡みでどこを切られたのだと、ということですか。

それから、もう一つは、22ページの私の計算でいけば、もともと合併特例債は27億2,600万と読んでおるのです。既に今回で消費するのが23億3,110万ですか。そうすると、あとまだ3億9,500万ぐらいあると、こういうふうに私は読むのです。にもかかわらず、三角にするとは何事だと。まだまだ合併特例債は使えるのですよ。それを何でここへ来て三角にするのだと、一言で言うと、こういうことなのです。その辺の関係をお聞きしたいと。あとは総務委員会においてしっかりやらしてもらわなければ困ることだから、やめておくけれども、一番大事なのは最近三位一体というふうなことを言いながら、どうしても地方にしわ寄せをしてくるという国の悪い傾向が最近また一段と露骨に出てきておるような感じがしてならぬ。そういう意味から、マクロの話で聞いておる。合特については、具体的に話してください。

○議長（浜口鶴蔵君） 浅井財政課長。

○財政課長（浅井賀康君） お答えいたします。

合併補助金であります、今年度当初においては4億円を予定しておりました。ただ、16年度に前倒しでもらったものですから、精算いたしますと、今年度3億7,000万という形で3年間のトータル9億円が交付されるということで減額するものであります。

それから、合併特例債であります、小学校等の増改築あるいは体育館の改築等に当初予定しておりました。これにつきましては、先ほど申しあげました県の交付金を充てたいということで減額をしておりますし、防災行政無線の整備につきましても、当初の計画では合併特例債を予定しておりましたが、これも交付金等の調整によって1,190万減額をしたいというものであります。また、金井の新保保育園あるいは畑野保育園等の改修事業であります、これは事業費の採択によって減額をするというものであります。それから、もう一点は、先ほどご質問ありましたが、障害者福祉施設、これは相川地区であります、そ

の部分で合併特例債で補助裏を予定しておりました。これにつきましては、6,200万円ほどの減額をしたいというものであります。トータルで見ますと、合併特例債としては2億230万の減額をしたいということとであります。

ただ、議員お話しのように、当初の計画では合併特例債を27億程度予定しておりましたが、交付金等あるいは事業の採択等で減額をしたいというものであります。よろしくお願いします。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） それから、私が最近得ておる情報、28ページで聞いておるのですが、最近アスベスト問題というのが出てきておる。国もいよいよ6,617カ所についてはやると言っておる。その6,617カ所について、佐渡が該当するのかなどというのは、これからちょっと私が内容を吟味してみなければわからないのですが、今回1億1,458万8,000円のアスベスト対策というのをやっておるわけです。

そこで、これに対して現在のところはっきりせぬから、ここにすべて財源内訳は一般会計、一般財源と、こういうことになっておるのですが、例えばこれは起債の対象にはならぬのかと。こんなことは直ちに国と談判をしなければならぬ。談判というのは交渉ということなのです。我々は、こういう事業をやっているかなければならない。合併特例債も若干余裕を持っておく。そういうのを使わせていただいて、来るか来ぬかわからないけれども、7割交付ということで、この待ったなしのアスベスト事業はできないかというようなことは地方から声出さなければだめだと私は思うのです。そういうことを例えば市長会とか、あるいはそういうところでやっぱり国に物を言わなければだめなのではないかと私は思うのだが、動きはどうか。今度はいよいよ国もしびれを切らして箇所数を言うてきたのです。直ちに6,617カ所をやれと、これは大変なことになっておるのだということで指定してきたのです。それならば金出せ、あるいは有利な過疎債、それに匹敵する合併特例債使えるところは使えと、こういうことにはならぬのか、その辺の事情をちょっと聞かせてください。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 浅井財政課長。

○財政課長（浅井賀康君） お答えいたします。

アスベストの対策経費についての財源については、現在のところ学校等については大規模改修等の事業で見えていただけるというものもあるようであります。ただ、ほかの施設については、全くそうした部分が今の段階では聞いておりません。

ただ、特別交付税等の財政事情に関して、県を通じて国の方に要望を出しておるということでございますので、この点については今後とも当然一般財源で補てんする部分でありますので、強くお願いしていきたいと思っております。

○議長（浜口鶴蔵君） 議案第281号についての質疑を終結いたします。

議案第282号 平成17年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第282号についての質疑を終結いたします。

議案第283号 平成17年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第283号についての質疑を終結いたします。

議案第284号 平成17年度佐渡市簡易水道特別会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第284号についての質疑を終結いたします。

議案第285号 平成17年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第285号についての質疑を終結いたします。

議案第286号 平成17年度佐渡市土地取得特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第286号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第287号 平成17年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第287号についての質疑を終結いたします。

議案第288号 新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第288号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第258号から議案第288号までは、お手元に配付してあります議案付託表のとおりそれぞれの所管の委員会に付託します。

○議長（浜口鶴蔵君） 続きまして、加賀議員より午前中質疑がありました地方自治法第180条第2項専決処分について執行部より説明を求めます。

齋藤総務課長。

○総務課長（齋藤英夫君） それでは、質問のありました専決第20号の関係につきまして説明をさせていただきます。

この案件につきましては、去る9月定例会で議案としてご審議をお願いいたしました畑野地内の交差点で発生した車両事故に関連しての報告案件であります。前回9月の議案の中では、車両保険を使つての物損事故に関係しての損害賠償額を定めることについての議案でありました。この関係については、過失割

合等については9対1という形で示談になったというものでありますが、今回この専決第20号につきましては、人身に係るものでありまして、この関係につきましては自賠償の方から支払いをされるというものでありまして、治療費が120万円以内の場合については、相手方の方でかかった治療費については、加害者側といたしますか、事故を起こした側の方から被害者側の方に対して全額お支払いをするというものでありまして、今回治療費、慰謝料等を含めまして4万6,675円をお支払いするというものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 特に質疑はやめておこうかと思いましたが、前の事故で9対1でしょう。自賠償だから、それはいいのだと。人身事故だからそんなことはいい。そこに保険の専門家がどこか向こうの方におる。眼鏡はめたのがおるのですが、それはそれとして、その事故の示談割合というのはここへ記載しておかなければならない。つまりどの事故だかわかりませんよ、これでは。だから、そういうことをちゃんとここへ付記して、この金が自賠償から支給されるというのはそれでいいけれども、前に物損事故があるわけだから、本来なら一緒にやらなければならぬ事故ですよ。その辺の説明が落ちておるが、改めて説明しますか。

○議長（浜口鶴蔵君） 齋藤総務課長。

○総務課長（齋藤英夫君） 今後十分注意して皆様方にご理解いただくような議案を提出してまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

日程第7 請願第16号及び陳情第4号

○議長（浜口鶴蔵君） 次に、本定例会における請願、陳情はお手元に配付してあります請願、陳情文書表のとおり、それぞれの所管の委員会に付託します。

○議長（浜口鶴蔵君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会します。

午後 2時59分 散会